

令和5年度 第1回 野田市まち・ひと・しごと創生専門委員会議 次第

日 時 令和6年1月19日（金）

14時30分～

場 所 市役所低層棟4階委員会室

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 事

(1) 地方創生応援税制に係る地域再生計画の効果検証について【資料1・2・3】

(2) 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る令和4年度実績における重要業績  
評価指標（KPI）の効果検証について【資料4・5】

(3) 地域再生計画「野田市まち・ひと・しごと創生推進計画」について【資料6】

(4) 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について【資料7・8】

(5) その他

4 閉 会

野田市まち・ひと・しごと創生専門委員名簿

	所属	氏名	備考
1	千葉県行政書士会東葛支部	伊佐 智	
2	学校法人東京理科大学	内山 久雄	議長
3	野田市自治会連合会	五味 良仁	
4	野田商工会議所	高須賀 晴子	
5	野田市農業振興審議会	箱森 弥生	
6	千葉銀行野田支店	福田 健二郎	
7	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会	本多 佑貴	

※五十音順

【令和4年度 地方創生応援税制を活用した事業の検証】

資料1

事業の名称	生物多様性をキーワードとする野田市の魅力発信事業										
事業の概要・目的	<p>野田市の自然再生、生物多様性のシンボルであるコウノトリの保護増殖、野生復帰の推進に引き続き取り組むにあたり、「生物多様性」を野田市の魅力発信のキーワードとした市民参加によるシティプロモーション事業に取り組む。豊かな自然を再生、創出する野田市の取組等の市の魅力を市内外の人に知ってもらうため、市民参加による野田市の魅力発信事業を実施する。</p> <p>また、都心から30km圏内にありながら、生物多様性の取組により豊かな自然のもとで生活できる野田市として情報発信を行う。これらにより、若者世代の転出抑制、転入人口の増加、交流人口の増加を目指す。</p>										
実施内容（寄附金を充当する経費内容）	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用し、企業等より受けた寄附を、地域再生計画における事業費に充てることとしており、令和4年度は、生物多様性をキーワードとする野田市の魅力発信事業の補助金の一部として活用した。										
重要業績評価指標	指標	目標値 (単位：人)					実績値 (単位：人)				
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
	人口の社会増数 (転入者－転出者)	510	520	530	540	550	581	654	1,150		
事業の効果	<p>野田市の自然豊かな魅力を発信する「市内草花広報」で取材した植物を中心に草花の開花時期をまとめた花ごよみを掲載した草花マップを作成し、市のホームページ上で公開した。</p> <p>また、生物多様性の重要性を市民の方にわかりやすく伝えるために、子ども達に人気の「どんねんないきもの事典」を監修している動物学者の今泉忠明氏を招き、生きものの進化とふしぎについて学ぶための講演会を実施した。なお、講演会に併せ野田市コウノトリボランティアの会と連携し、コウノトリ飼育開始10周年記念パネル展を開催し、生物多様性のシンボルとしてコウノトリの飼育等に取り組んでいることも伝えることができた。</p> <p>講演会参加者のアンケートの結果、90%以上の方に「満足」と回答をいただくことができ野田市の魅力発信に繋がった。</p>										
実績を踏まえた事業の今後について	<p>コウノトリが生息する環境は、人間とっても安全・安心で健康な暮らしが出来る環境であり、この魅力をさらに広めるため、令和5年4月にスタートした第2期生物多様性のだ戦略に基づき、市のホームページにおいて、子ども達が生物多様性について自分たちで調べることができるように子ども向けのサイトを作成し内容の充実を図っていく。</p> <p>さらに、SNSを通じた自然や生きものに関する情報発信や既存の自然保護団体との連携による新しいボランティア制度の仕組みづくり等に取り組む専任職員として、生物多様性コーディネーターを募集していく。</p> <p>今後も、様々な部署が連携し、多方面から野田市の豊かな自然を野田市の魅力とし、発信し続けていく。</p>										
専門委員の評価	事業の評価					意見					
	①地方創生応援税制に係る地域再生計画のKPI達成に有効であった										
	②地方創生応援税制に係る地域再生計画のKPI達成に有効とは言えなかった										

【令和4年度 地方創生応援税制を活用した事業の検証】

資料2

事業の名称	農産物ブランド化推進事業										
事業の概要・目的	みどり豊かな野田市を守り引き継ぐために取り組んでいる環境保全型農業の一環として、農薬や化学肥料に極力頼らない米作りを目指し、病気に負けない強い稲を育てるといわれている玄米黒酢農法を参考にした、野田市独自の「黒酢米」の米作りを市内全域で推進する。そのために、予算の範囲内で、野田市農業資材対策協議会へ、玄米黒酢農法を利用した特色のある水稻生産に取り組んでいる地区に対する黒酢の空中散布に要する経費の補助や、野田市農産物ブランド化推進協議会へ、野田産農産物の広報啓発活動の実施に要する経費の補助を行う。引き続き環境にやさしい農産物として他産地の米との差別化を行い競争力強化を図り、黒酢米のブランド化を進めることで農家所得の向上を目指す。										
実施内容（寄附金を充当する経費内容）	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用し、企業等より受けた寄附を、地域再生計画における事業費に充てることとしており、令和4年度は、生物多様性をキーワードとする野田市の魅力発信事業の補助金の一部として活用した。										
重要業績評価指標	指標	目標値				実績値					
		(単位：千円)									
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
	黒酢米の売上 (反収×単価×作付面積)	608,000	616,000	624,000	632,000	640,000	642,508	459,494	546,147		
事業の効果	平成21年度に260haで始まった黒酢米栽培は、令和4年度には約530haまで取組面積が拡大し、市内の水田の約半分を占めている。農協も黒酢米のブランド化に積極的に関わっており、黒酢米せんべいや米粉麺などの関連商品を開発、販売し、好評を得ている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症による自粛ムードが緩和し、学校の臨時休校や飲食店の臨時休業も減少してきた。また、各種イベントも再開してきた。米価が回復基調であることから、売上は上昇傾向にある。結果としては、依然として実績値が目標値を下回ってはいるが、目標値と実績値の差は詰まってきた。黒酢米は一般米と比較すると1俵あたり1,000円程度高く買い取られているため、農家所得の減少に対しては一定の軽減効果があった。										
実績を踏まえた事業の今後について	ブランド化の課題については、商品を発信するにあたってやみくもに地域ブランドと謳って宣伝するだけではブランドとして広く認知されることは難しいものであり、例えば定番化やプレミアム化といった目指すべき方向性を定め、それに見合った品質と数量の確保が重要となる。また、黒酢米は農協や各米農家の売り込み努力により、農協以外での取引においても一般米より高値で取引されていることから、一般米より少しプレミアム感のあるお米として評価を確立していきたいと考えており、そのための行事やふるさと納税の返礼品出品等を活用したPRや売り込みを引き続き実施していく。また、新たなブランド発信方法として、(黒酢米をPRする)のぼり旗を作成し、市内の街道沿いなどの要所に設置する案を進めている。その他、各種メディアに積極的に露出してPRを進めていきたいと考えている。										
専門委員の評価	事業の評価					意見					
	①地方創生応援税制に係る地域再生計画のKPI達成に有効であった										
	②地方創生応援税制に係る地域再生計画のKPI達成に有効とは言えなかった										

## 野田市の人口動態について

(単位:人)

	総数		社会動態			自然動態			総増減	
	外国人	年齢構成	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
平成30年	154,727	3,016	18,473 90,027 46,227	5,790	5,200	590	871	1,518	▲ 647	▲ 57
令和元年	154,373	3,385	18,015 89,476 46,882	5,649	5,151	498	794	1,646	▲ 852	▲ 354
令和2年	154,140	3,699	17,701 88,948 47,491	5,685	5,104	581	856	1,670	▲ 814	▲ 233
令和3年	153,807	3,755	17,246 88,722 47,839	5,646	4,992	654	800	1,787	▲ 987	▲ 333
令和4年	153,661	4,269	16,800 89,018 47,843	6,225	5,075	1,150	732	1,950	▲ 1,218	▲ 68
令和5年(参考)	153,815	4,954	16,492 89,521 47,802	6,623	5,271	1,352	776	1,974	▲ 1,198	154

※人数については各年年末現在

上段:年少人口(0~14歳)  
 中段:生産年齢人口(15~64歳)  
 下段:老年人口(65歳以上)

## 資料4

## 令和4年度の目標値に対する実績について

基本目標	指標数	令和4年度評価		
		○	△	×
<基本目標1> 自然環境と調和するうるおいのある都市	16	3	13	0
<基本目標2> 生き生きと健やかに暮らせる都市	11	8	1	2
<基本目標3> 豊かな心と個性を育む都市	18	7	2	9
<基本目標4> 安全で利便性の高い快適な都市	19	4	11	4
<基本目標5> 市民がふれあい協働する都市	9	2	2	5
<基本目標6> 活力とにぎわいに満ちた都市	15	2	7	6
計	88	26	36	26
割合		30%	41%	30%

## 【評価内容】

○・・・令和4年度の目標値以上

△・・・H25年度の実績値以上令和4年度の目標値未満

×・・・H25年度の実績値未満

<基本目標1> 自然環境と調和するうるおいのある都市

資料5

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
1	地区指定率	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例に基づき、江川地区の地区指定対象面積約163,000㎡の地区指定率の向上を図ります。	43%	52%	43%	△	みどりづくりと水課の
2	「みどりのふるさとづくり実行委員会」による苗木配布・拠点植樹数（累計）	市の人口が12万人に達したことを契機に、一人1本の植樹を行うことを目標に、苗木配布や拠点植樹を行ってきましたが、更にみどりの増加を図ります。	153,500本	167,000本	171,894本	○	みどりづくりと水課のま
3	玄米黒酢農法による水稲の作付面積割合	玄米黒酢農法による減農薬への取組を推進するため、作付面積割合を指標とします。	50%	77%	60%	△	農政課
4	環境美化区域の指定数（累計）	指定区域を増やすことにより、地域が丸になり、ポイ捨ての防止・ごみの収集等を実施することにより、快適な生活環境を保ちます。	8か所	20か所	13か所	△	環境保全課
5	不法投棄ごみの処理量	様々な施策を実施して、不法投棄ごみの収集（持込）量を減らすことを指標とします。	133.4 t	70 t	97 t	△	清掃管理課
6	1人1日当たりのごみ排出量	循環型社会を構築して、環境への負荷ができる限り低減される社会への更なる推進を図るためには、ごみの発生量を減らすことが重要であるため、人口変動に影響を受けない1人1日当たりのごみ排出量を指標とします。	649 g	447 g	578 g	△	清掃計画課
7	屋根貸し事業実施件数（累計）	屋根貸し事業については、か所数及び棟数を目標値とします。	0か所 0棟	18か所 37棟	13か所 30棟	△	教育総務課
8	環境汚染・公害等の苦情及び指導件数	大気・騒音・振動・悪臭等公害及び環境汚染に係る対応状況について、市民等からの苦情及び指導件数を指標とします。	117件	67件	97件	△	環境保全課
9	温室効果ガス排出量	市の事務や事業を通して排出されるCO2の量	21,464 t	18,800 t	21,000 t	△	環境保全課
10	上水道の普及率	総人口（行政区内人口）に対する上水道を利用している人口の比率で、上水道の普及状況を測る指標です。	96.2%	97.2%	97.05%	△	工業務課
11	公共下水道（汚水）の普及率	総人口（行政区内人口）に対する公共下水道（汚水）の使用可能人口の比率で、公共下水道（汚水）の普及状況を測る指標です。	63.3%	70.7%	71.3%	○	下水道課
12	公共下水道（雨水）の整備率	浸水常襲箇所の解消に向けて、整備延長ペースで雨水幹線がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・南部1号幹線 ・阿部沼1号幹線 ・五駄沼幹線	14.6%	34.9%	29.3%	△	下水道課
13	公共下水道（雨水）の整備率	浸水常襲箇所の解消に向けて、整備面積ペースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・阿部沼調整池	0%	58.3%	7.6%	△	下水道課

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
14	くり堀川整備率（河川）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備延長ベースで河川がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・くり堀川整備	72.3%	95.8%	96.5%	○	管理課
15	排水整備率（調整池）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・六丁四反調整池整備	2.7%	93.5%	70.8%	△	管理課
16	合併浄化槽設置数（累計）	対象区域において合併処理浄化槽設置者に補助金を交付した件数（基）です。	1,219基	1,400基	1,348基	△	下水道課

<基本目標2> 生き生きと健やかに暮らせる都市

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
1	福祉のまちづくり講座の開設数	人材育成の観点から福祉のまちづくり講座を開催する公民館の数	0館	10館	10館	○	生涯学習課
2	ボランティア養成講座の開設数	市民との協働の観点からボランティア養成講座を開催する公民館の数	2館	10館	0館	×	生涯学習課
3	認知症サポーター養成者数(累計)	認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを育成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える、認知症サポーター養成講座を開催します。	1,446人	3,300人	17,487人	○	高齢者支援課
4	福祉施設の入所者の地域生活への移行者数(累計)	地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら、グループホーム等に居住する地域生活へ移行していくことを推進します。	22人	49人	40人(見込)	△	障がい者支援課
5	福祉施設から一般就労への移行者数	障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、就労支援の充実を図ります。	11人	36人	48人	○	障がい者支援課
6	地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内8つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666人 (69,756人) ※( )内は子ども館利用者数	101,700人 (69,800人)※( )内は子ども館利用者数	128,000人 (106,242人)見込み※( )内は子ども館利用者数	○	児童家庭課
7	保育所待機児童数(入所保留者を含む。)	求職中や居住地付近に入所枠がある保育所を希望しない入所保留となっている方等を含めた保育所待機児童の解消を図ります。	172人 (平成26年4月1日現在)	0人	0人	○	子ども保育課
8	過密学童保育所(利用者1人あたりの面積1.65㎡以下)の数	小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図ります。	4か所	0か所	0か所	○	児童家庭課
9	がん検診受診率 ・胃がん ・肺がん ・子宮がん ・乳がん ・大腸がん	がん検診の対象者のうち、実際に受診した者の割合	19.8% 29.8% 32.0% 38.4% 37.1%	43% 45% 54% 55% 48%	5.1% 11.5% 14.2% 19.6% 14.0%	×	保健センター
10	乳児家庭訪問の実施率	生後2か月児に対して実施している家庭訪問の実施率	92.4%	100%	100%	○	保健センター
11	乳幼児健康診査の受診率 ・1歳6か月児 ・3歳児	1歳6か月児、3歳児健康診査を受診した者の割合	96.7% 89.8%	100% 100%	100% 100%	○	保健センター

<基本目標3> 豊かな心と個性を育む都市

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
1	児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思う。」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 70% 中学校 70%	小学校 77% 中学校 75%	○	指導課
2	地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	地域の方々が子どもたちに与える影響は大きく、学校の教育活動を支援することにより、①豊かな心の育成、②教員の負担軽減、③地域教育力の向上につなげます。	38.7%	60%	29%	×	指導課
3	地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合		54.8%	70%	100% (実施率)	○	指導課
4	家庭教育学級の参加者数	公民館が開設する家庭教育に関する講座、講演会の参加者数	10,290人	11,300人	2,943人	×	生涯学習課
5	不登校率	全児童生徒人数に対する不登校の割合	小学校 0.26% 中学校 2.46%	小学校 0.2% 中学校 2.4%	小学校 0.9% 中学校 5.5%	×	指導課
6	適応指導学級通級生の学校復帰率	野田市適応指導学級の通級生に対する復帰者の割合	80%	90%	76% (R5.1月末現在)	×	指導課
7	授業中にICTを活用して指導する能力を有する教職員の割合	授業において、必要な場面で積極的にICT機器を使用し、児童生徒の意欲を高めます。	70.5%	100%	100%	○	指導課
8	情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合	最近のインターネットに係るトラブルやいじめ等が増加している中、適切な指導を行い、インターネット社会に対応できる児童生徒を育成します。	78.3%	100%	100%	○	指導課
9	食に関する指導の全体計画及び年間計画を作成している学校の割合	児童生徒に対する食に関する指導を推進するため、指導計画に基づき教育活動全体を通じて取り組みます。	32.3%	100%	100%	○	学校教育課
10	エアコンの設置率	普通教室、特別教室、管理諸室にエアコンの設置が済んだ小・中学校、幼稚園の割合	0%	100%	100%	○	教育総務課
11	公民館・生涯学習センターの利用者数	公民館・生涯学習センター※の主権、共催及び貸館の利用者数 ※R1.10.1野田公民館と中央コミュニティ会館が統合	429,454人	446,600人	169,485人 (見込・公民館分)	×	生涯学習課
12	人口一人当たりの図書館資料の貸出点数	市内全市立図書館の総貸出点数を人口で除して算出した貸出点数	6.7点	7.1点	5.8点 (見込)	×	興風図書館
13	地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	家庭教育力の向上のため地域としてできることは、子どもたちが家庭や園・学校以外の多様な人々とふれあい交流することで、人間関係を学ぶ場として重要な役割を担っています。地域の大人が子どもたちと積極的に関わり、家庭や子どもを支え見守ることで、保護者の子育ての不安軽減を図り、子どもの社会的成長を促します。	38.7%	60%	29%	×	指導課

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
14	指定文化財等の件数（累計）	指定文化財及び登録文化財の件数	指定文化財35件 登録文化財28件	指定文化財38件 登録文化財31件	指定文化財35件 登録文化財56件	△	生涯学習課
15	市史に関する刊行物の刊行数（累計）	通史編・別編・資料編・報告書・目録・その他、市史に関する刊行物の累計刊行数	39冊	61冊	52冊	△	市史編さん担当
16	スポーツ施設の利用者数	総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場及びその他のスポーツ施設の充実により、利用者数の増加を図ります。	593,807人	624,000人	366,428人（見込）	×	スポーツ推進課
17	国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数	国際交流協会が、地域住民と在住する外国人との交流の場として、毎年開催する「国際交流フェスタ」の参加者数	300人	500人	749人 市内中学生を招き、「地球のステージ」を開催したため。 一中生、教師519名＋230名（プログラム配布数）	○	企画調整課
18	国際交流協会開催の日本語教室の参加者数	国際交流協会において、日本語が上手く話せない外国人のために開催している日本語教室の参加延べ人数	1,387人	1,600人	989人	×	企画調整課

<基本目標4> 安全で利便性の高い快適な都市

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
1	自主防災組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防災組織の組織率を指標とします。	82.4%	90%	76%	×	市民生活課
2	自主防災組織の組織率	大規模な災害が発生した場合に備えて、自治会等を単位とした自主防災組織の組織率を指標とします。	46.4%	60%	47%	△	防災安全課
3	住宅用火災警報器の設置率	住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。	72.4%	90%	88.3%	△	予防課
4	救急救命士数	救急救命士の養成目標人数	28人	33人	38人	○	消防総務課
5	消防団員数	消防団員確保の目標人数	763人	860人	551人	×	消防総務課
6	公共施設へのAEDの配備率	公共施設101か所へのAEDの配備を進めます。	71.3%	100%	100%	○	警防課
7	予防査察執行率	防火対象物、危険物施設の火災危険を排除するため、計画的に査察を執行し予防査察体制の充実に努めます。	20.3%	40%	42%	○	予防課
8	県道（主な事業5路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる県道5路線（我孫子関宿線、境杉戸線、つくば野田線、川藤野田線、結城野田線）の整備の進捗状況を表す指標です。	44.90%	100%	84.9%	△	道路建設課
9	・市道（主な事業4路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる市道4路線（中野台中根線、堤台柳沢線、清水公園駅前線、船形吉香線）の整備の進捗状況を表す指標です。	55.4%	86.9%	75.1%	△	道路建設課
10	新設・既存街路樹（高木）の本数（累計）	今後新設される街路樹は198本、既存の街路樹は6,017本ありますが、立ち枯れ等により本数が減少しますので、本数を極力減らさないよう補植し維持管理します。	6,017本	6,135本	5,748本	×	みどりのまちづくり水課
11	標柱、解説板の設置数（累計）	文化財の周知、見学者への利便性を高めるための解説板、標柱の設置数	解説板15基 標柱45基	解説板21基 標柱51基	解説板17基 標柱45基	△	生涯学習課
12	公園等の面積（市民一人当たりの公園等の面積）	公園等とは、公園、緑地、緑道のことで、その面積を土地区画整理事業や民間の開発行為に伴い適切に設置させ、増加を図ります。なお、市民一人当たりの公園等の面積は、既に市の条例で定められた標準値10.0㎡/人を上回っています。	193.39ha (12.37㎡/人)	194.69ha (12.60㎡/人)	194.01ha (12.60㎡/人)	△	みどりのまちづくり水課
13	野田市駅西土地区画整理事業の進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	8.7%	100%	73%	△	都市整備課
14	愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	85.6%	100%	89.3%	△	市街地整備地区事務区
15	愛宕駅西口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	0%	100%	85%	△	区街地整備地区事務区

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
16	連続立体交差事業の進捗率	連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	9.6%	100%	77%	△	都市整備課
17	梅郷駅西土地区画整理事業の進捗率	梅郷駅西土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	89.4%	100%	98.9% (見込)	△	所区梅郷駅西土地区画整理西土務地
18	まめバス利用者数	まめバスの年間利用者数	306,765人	317,000人	277,441人	×	企画調整課
19	民間バス路線数	民間バス事業者が市内を運行するバス路線数	16路線	17路線	17路線	○	企画調整課

<基本目標5> 市民がられあい協働する都市

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
1	審議会等の公募委員の人数	審議会等における公募委員の人数を指標に設定します。	26人	52人	50人	△	行政管理課
2	自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	90%	76%	×	市民生活課
3	地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内8つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666人 (69,756人) ※( )内は子ども館利用者数	101,700人 (69,800人)※( )内は子ども館利用者数	128,000人 (106,242人)見込み※( )内は子ども館利用者数	○	児童家庭課
4	自治会の加入率	自治会への加入を促進し、自治会と協働したまちづくりを推進するため、自治会の加入率を指標とします。	73.4%	78%	63%	×	市民生活課
5	市ホームページ年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814件	1,247,000件	843,853件	×	PR推進室
6	自分の人権が侵害されたと 思ったことがある市民の割合	人権尊重社会実現のために「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」に基づいて人権教育を推進し、人権侵害の減少を図ります。	27.7%	26.8%	28.7% (H30市民意識調査)	○	参画推進課・男女共同
7	人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合	人権教育を推進することで、お互いの人権を尊重するためには、人権に対する正しい知識を身に付けることが重要であるとの理解を深めます。	28.8%	30.2%	29.6% (H30市民意識調査)	△	参画推進課・男女共同
8	社会人権学習講座の参加者数	公民館、福祉会館を会場に実施する社会人権学習講座参加者数	公民館 78人 福祉会館 139人	公民館 120人 福祉会館 150人	公民館 49人 福祉会館 36人	×	同生学習講座、参画推進課、人権・男女共同
9	審議会等における女性委員の 登用率	政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため、審議会等における女性委員の登用率を高めるよう取り組みます。	45%	50%	37%	×	参画推進課・男女共同

<基本目標6> 活力とにぎわいに満ちた都市

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
1	商店会が実施するイベント、販売促進事業数	各商店会や商業団体が実施するイベントや販売促進事業数を把握することで、活性化と集客に向けた各商店会や商業団体の取組状況を指標とします。	9事業	13事業	7事業	×	商工労政課
2	認定農業者数（累計）	農業の活性化の推進においては、担い手の育成、確保が不可欠であり、安定的、効率的な経営体として、経営改善計画を掲げる認定農業者や農業生産法人、農事組合法人といった農業法人を育成、確保するため、認定農業者数を指標とします。 認定農業者は、経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者（法人を含む。）です。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的で、認定を受けると金融措置や税制措置等の支援が受けられます。	103人 (うち法人7)	150人(うち法人10)	94人(うち法人19)	×	農政課
3	工業関係事業所の製造品出荷額 (工業統計調査より)	市内工業関係の事業所の製造品出荷額を把握し、工業振興、活性化施策の指標とします。	3,625億円 (平成24年工業統計調査より)	4,169億円	4,935億円	△	行商政工管労政課
4	観光イベントの入込客数	観光イベント（さくらまつり、つづじまつり、関宿城まつり、野田みこしパレード、野田夏まつり、産祭、関宿まつり、産祭）の観光客数を把握し、観光イベントに対する関心度と観光PRの指標とします。	664,000人	703,000人 (平成28年度から平成34年度までの最大入込客数) 24,000人	(産祭以外新型コロナウイルス拡大防止の観点から中止)	×	商工労政推進室
5	博物館の入館者数	郷土博物館、鈴木貫太郎記念館の入館者数	郷土博物館 31,328人 鈴木貫太郎記念館 4,811人	郷土博物館 32,900人 鈴木貫太郎記念館 5,400人	郷土博物館 10,863人 鈴木貫太郎記念館 1,400人(見込)	×	鈴木貫太郎記念館建設準備
6	出前講座の受講者数	出前講座を通じて、消費者・消費団体への消費生活知識の普及を目指すため、受講人数を指標とします。	100人	500人	848人	○	市民生活課
7	市ホームページ年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814件	1,247,000件	843,853件	×	PR推進室
8	委託文化事業入場者数	文化会館大ホール、野田公民館小ホールを利用して開催する文化事業の入場者数	7,605人	9,000人	3,152人	×	生涯学習課
9	児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めめます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 70% 中学校 70%	小学校 77% 中学校 75%	○	指導課
10	連続立体交差事業の進捗率	連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	9.6%	100%	77%	△	都市整備課
11	愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	85.6%	100%	89.3%	△	市愛宕駅所整備地区
12	愛宕駅西口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	0%	100%	85%	△	市愛宕駅所整備地区

	指標	指標の説明	基準値 (H25)	R4目標値	R4実績値	評価 ○…R4目標値以上 △…H25≦R4 ×…H25以下	担当課
13	野田市駅西土地区画整理事業の進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	8.7%	100%	73%	△	都市整備課
14	梅郷駅西土地区画整理事業の進捗率	梅郷駅西土地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	89.4%	100%	98.9% (見込)	△	梅郷駅西土地区画整理事務所
15	字の入り組み及び飛地の解消 箇所数(累計)	住居の表示の整備方針(平成19年2月1日策定)に基づき、これまでに14か所を実施しており、さらに、平成23年度に飛地の解消の候補地として選定した25か所のうち未実施の23か所を対象に、地元住民の意向を調査しながら当該箇所を整備します。	8か所	22か所	14か所	△	総務課

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

野田市まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県野田市

### 3 地域再生計画の区域

千葉県野田市の全域

### 4 地域再生計画の目標

本市の人口は平成 24 年の 157,363 人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和 4 年には 153,529 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年には総人口が 119,137 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は昭和 60 年の 32,263 人をピークに減少し、令和 2 年には 17,426 人となる一方、老年人口（65 歳以上）は昭和 55 年の 8,338 人から令和 2 年には 47,051 人と増加し、少子高齢化が今後さらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）も平成 7 年の 110,384 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年には 86,231 人となっている。

令和 4 年の自然動態をみると、出生数は昭和 53 年の 1,226 人をピークに減少し 732 人となっている。その一方で、死亡数は 1,950 人と増加し、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲1,218 人（自然減）となっている。

社会動態をみると、令和 4 年には転入者数は 6,225 人、転出者数は 5,075 人となっており、社会増減は 1,150 人の増であった。しかし、今後については市内の大規模な宅地開発等が落ち着くことで、今までのような社会増を維持することは難しく、早晚社会減へと転じる可能性が高いと考えている。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な

影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、市民一人一人がまちづくりの主演となり、支え合いの心を育みながら、誰もが生涯を通じて学ぶことができ、安心して笑顔で暮らせる自然豊かなまちの実現を推進し、市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、今後危惧される社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市
- ・基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市
- ・基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市
- ・基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市
- ・基本目標 5 市民がふれあい協働する都市
- ・基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市

#### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	地区指定率	43%	43%	基本目標 1
	玄米黒酢農法による水稲の作付面積割合	60%	70%	基本目標 1
	環境美化区域の指定数(累計)	13 か所	17 か所	基本目標 1
	不法投棄ごみの処理量	97 t	80 t	基本目標 1
	環境汚染・公害等の苦情及び指導件数	97 件	85 件	基本目標 1

	合併処理浄化槽設置数（累計）	1,348 基	1,388 基	基本目標 1
イ	認知症サポーター養成者数（累計）	17,487人	21,487人	基本目標 2
	福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）	40 人	44 人	基本目標 2
	福祉施設から一般就労への移行者数	36 人	39 人	基本目標 2
	地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	128,000 人	191,700 人	基本目標 2
	保育所待機児童数（入所保留者を含む。）	0 人	0 人	基本目標 2
	がん検診受診率	胃がん 5.1% 肺がん 11.5% 子宮がん 14.2% 乳がん 19.6% 大腸がん 14%	胃がん 10% 肺がん 20% 子宮がん 20% 乳がん 25% 大腸がん 20%	基本目標 2
	乳幼児健康診査の受診率	1歳6か月児 100% 3歳児 100%	1歳6か月児 100% 3歳児 100%	基本目標 2
ウ	児童生徒に対する	小学校 77%	小学校 79%	基本目標 3

調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	中学校 75%	中学校 79%	
地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	29%	60%	基本目標 3
地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合	100%	100%	基本目標 3
家庭教育学級の参加者数	2,943 人	3,200 人	基本目標 3
不登校率	小学校 0.9% 中学校 5.5%	小学校 0.7% 中学校 4.6%	基本目標 3
適応指導学級通級生の学校復帰率	76%	90%	基本目標 3
授業中に I C T を活用して指導する能力を有する教職員の割合	100%	100%	基本目標 3
情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合	100%	100%	基本目標 3
公民館の利用者数	169,485 人	220,000 人	基本目標 3
人口一人当たりの図書館資料の貸出	5.8 点	6.2 点	基本目標 3

	点数			
	スポーツ施設の利用者数	366,428人	438,000人	基本目標3
	国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数	230人	400人	基本目標3
	国際交流協会開催の日本語教室の参加者数	989人	1,200人	基本目標3
エ	自主防犯組織の組織率	76%	80%	基本目標4
	自主防災組織の組織率	47.1%	55%	基本目標4
	住宅用火災警報器の設置率	88.3%	92%	基本目標4
	消防団員数	551人	720人	基本目標4
	公園等の面積(市民一人当たりの公園等の面積)	194.01ha (12.60㎡/人)	194.31ha (12.68㎡/人)	基本目標4
	まめバス利用者数	277,441人	290,000人	基本目標4
	民間バス路線数	17路線	17路線	基本目標4
オ	自主防犯組織の組織率	76%	80%	基本目標5
	地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	128,000人	191,700人	基本目標5
	自治会の加入率	63%	63%	基本目標5
	市ホームページ年	843,853人	1,076,139人	基本目標5

	間アクセス数			
	自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合	28.7%	26.0%	基本目標 5
	人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合	29.6%	31.5%	基本目標 5
	社会人権学習講座の参加者数	公民館 49 人 福祉会館 36 人	公民館 70 人 福祉会館 150 人	基本目標 5
カ	商店会が実施するイベント、販売促進事業数	7 事業	9 事業	基本目標 6
	認定農業者数（累計）	94 人	120 人	基本目標 6
	工業関係事業所の製造品出荷額	4,935 億円	5,355 億円	基本目標 6
	観光イベントの入込客数	0 人	713,000 人	基本目標 6
	博物館の入館者数	郷土博物館 10,863 人 鈴木貫太郎記念館 1,400 人	郷土博物館 34,500 人 鈴木貫太郎記念館 1,800 人	基本目標 6
	出前講座の受講者数	848 人	850 人	基本目標 6
	市ホームページ年間アクセス数	843,853 件	1,076,139 件	基本目標 6

	委託事業入場者数	3,152人	10,000人	基本目標6
	児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	小学校 77% 中学校 75%	小学校 79% 中学校 79%	基本目標6

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

野田市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 自然環境と調和するうるおいのあるまちづくり事業
- イ 生き生きと健やかに暮らせるまちづくり事業
- ウ 豊かな心と個性を育むまちづくり事業
- エ 安全で利便性の高い快適なまちづくり事業
- オ 市民がふれあい協働するまちづくり事業
- カ 活力とにぎわいに満ちたまちづくり事業

#### ② 事業の内容

ア 自然環境と調和するうるおいのあるまちづくり事業

本市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくために、自然環境の保全、再生、利活用に取り組むとともに、農産物のブランド価値向上や農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用、市民や事業者との協働による循環型社会の実現、太陽光等の再生

可能エネルギーの利活用、公害への対応や浸水対策等を実施し自然環境と調和するうるおいあるまちづくりを推進する事業

**【具体的な事業】**

- ・江川地区自然環境の保護
- ・環境保全型農業の推進
- ・ゼロカーボンシティの推進 等

**イ 生き生きと健やかに暮らせるまちづくり事業**

市民や各支援団体と協力、連携を図り地域で支え合う「心のバリアフリー」の意識の醸成と地域ぐるみの支援体制づくり、高齢者の生きがいづくりや障がい者等の多様なニーズを踏まえた福祉活動、施策及び社会参画、安心して楽しみながら子どもを産み育てることができる環境づくり、健康増進や医療体制の拡充、連携により済たれた場所で自分らしい生活を送ることができる環境づくり等を実施し生き生きと健やかに暮らせるまちづくりを推進する事業

**【具体的な事業】**

- ・地区社会福祉協議会活動の推進・地域福祉の推進
- ・子育て支援の充実
- ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実 等

**ウ 豊かな心と個性を育むまちづくり事業**

子どもの健やかな成長に資する環境づくり、誰もが生涯にわたって学び合うことのできる環境づくり、学習拠点の充実、郷土愛を育む学習、国際交流の機会や場の充実等を実施し豊かな心と個性を育むまちづくりを推進する事業

**【具体的な事業】**

- ・子ども未来教室の充実
- ・鈴木貫太郎記念館の再建
- ・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進 等

**エ 安全で利便性の高い快適なまちづくり事業**

市、警察、地域が連携し防犯対策に取り組むまちづくり、「自助・共助・公助」の連携による防災力を向上させる取組、交通安全に配慮した

環境整備、公園や緑地等のみどりを保全及び魅力向上に取り組み豊かな都市空間の形成、東京直結鉄道の整備や東武野田線の複線化、地域のニーズを踏まえたコミュニティバスの見直し等を実施し安全で利便性の高い快適なまちづくりを推進する事業

**【具体的な事業】**

- ・交通安全指導の充実
- ・道路交通体系の整備
- ・バス路線の維持・整備 等

**オ 市民がふれあい協働するまちづくり事業**

市民が地域の主体となり自主的・自発的に取り組むまちづくり、地域住民や民生委員等が連携し市民を見守り支え合う地域づくり、自治会を核とした安全で安心な地域づくりの支援、情報交流・情報の共有化の推進、男女共同参画社会の実現に向けた取組等を実施し市民がふれあい協働するまちづくりを推進する事業

**【具体的な事業】**

- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進 等

**カ 活力とにぎわいに満ちたまちづくり事業**

新たな魅力を創出することによる商店街の活性化、各機関の連携を促進し企業支援や新たな事業の創出、観光資源の魅力向上、魅力ある生活環境の整備や子育て世代及び若年層の定住促進、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備等を実施し活力とにぎわいに満ちたまちづくりを推進する事業

**【具体的な事業】**

- ・中心市街地商業等活性化関連事業
- ・担い手農家への支援
- ・観光PRの推進 等

※ なお、詳細は野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

※ 地域再生計画「自然及び歴史と共生するまちづくり推進プロジェクト」の5-2-(9)に掲げる事業実施期間中は、同(3)に掲げる事業を除く。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

10,000千円（2023年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月頃に、東京理科大学や千葉銀行等で構成する野田市まち・ひと・しごと創生専門委員会議において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

### 【基本方針 3】 定住の促進

持続可能なまちづくりを進めるためには、定住促進を図り、定住人口を増加させることが必要です。

そのため、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、教育や福祉の充実による子育て世代の増加や、雇用創出、奨学金返還支援制度等による若者層の定住促進を図ります。

また、生涯学習のための人材の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力を高めます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、中心市街地や駅前等の整備、住宅地整備等にも取り組んでいます。今後も、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりに取り組めます。

施 策	主な事業
◎生活環境の充実と情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活情報の提供強化</li> <li>・消費生活に係る相談機能の充実</li> <li>・一般社団法人野田市中心小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・多様な保育サービスの充実</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> <li>・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進</li> <li>・市報、ホームページ等による情報提供の充実</li> <li>・パブリシティ活動の強化</li> <li>・誰もが利用しやすいホームページの実現</li> <li>・野田市の魅力発信事業</li> <li>・自治体DX<sup>※1</sup>を活用した住民サービスの充実</li> </ul>
◎文化・教育水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進</li> <li>・市民の学習活動への環境整備</li> <li>・公民館サービスの充実</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・図書館資料・情報提供機能の充実</li> <li>・文化会館委託文化事業の充実</li> <li>・少人数指導の推進</li> <li>・大学等との連携による理数科教育の充実</li> <li>・英語教育の充実</li> </ul>

※1自治体DX…自治体が行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと。

施 策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育の充実</li> <li>・土曜授業</li> <li>・奨学金返還支援制度の実施</li> </ul>
◎魅力ある計画的なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続立体交差事業の促進</li> <li>・愛宕駅周辺地区のまちづくり</li> <li>・野田市駅西土地区画整理事業</li> <li>・梅郷駅西土地区画整理事業</li> <li>・次木親野井特定土地区画整理事業</li> <li>・台町東特定土地区画整理事業</li> <li>・都市計画マスタープランの見直し</li> <li>・市街地における住居の表示の整備</li> <li>・市街化調整区域の都市的土地利用</li> <li>・東京直結鉄道の整備促進</li> <li>・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎生活環境の充実と情報発信の強化

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
出前講座の受講者数	出前講座を通じて、消費者・消費団体への消費生活知識の普及を目指すため、受講人数を指標とします。	100人	900人	○
市ホームページ年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814件	1,773,000件	○

# 地方公共団体における奨学金返還支援取組状況について

(令和5年6月1日時点)

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

令和5年12月

# 1. 調査の背景や目的、概要

## (1) 調査背景・目的

地方公共団体による若者への奨学金返還支援は、地方企業への就職を促し、若者の地方への定着を推進する施策として、地方公共団体が独自に取組を進めてきた。地方創生の気運の高まりの中、平成26年に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、政府としても奨学金を活用した若者の地方定着を促進する旨が記載され、地方公共団体による返還支援への財政措置として特別交付税の対象とするなどの対応を講じてきたところである。

本調査は、各地方公共団体における活用状況等を調査し、公表することにより、本制度の一層の活用を促すものである。

## (2) 調査概要

- ・ 調査対象： 都道府県及び市区町村（47都道府県、1718市町村、23特別区）
- ・ 調査内容： 奨学金返還支援に係る取組状況等
- ・ 調査方法： メールによる調査票配布、回収
- ・ 調査時点： 令和5年6月1日時点

## 2. 調査結果

- 奨学金返還支援の取組を「実施している」地方公共団体数は、**36都府県・695市区町村**。  
(令和4年度調査における実施地方公共団体数：36都府県・615市区町村)
- 昨年度調査に比べ、実施地方公共団体数は市区町村で**80**増加。  
約8割の都道府県と約4割の市区町村に取組の実施が広がっている。

### ■奨学金返還支援の取組状況

	実施地方公共団体数	全地方公共団体数に対する 実施割合
都道府県 (N=47)	36 (±0)	76.6% (±0)
市区町村 (N=1,741)	695 (+80)	39.9% (+4.6%)

### ■取組実施地方公共団体数推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
実施 地方公共 団体数	5県 97市区町村	23県 181市区町村	26府県 263市区町村	31府県 324市区町村	32府県 349市区町村	32府県 428市区町村	33府県 487市区町村	36都府県 615市区町村	<b>36都府県 695市区町村</b>

※1 上記の数には、既に奨学金返還支援対象者の新規募集を終了している場合であっても、支援対象者への支援を継続している地方公共団体も含む。

※2 令和4年度調査から医療系人材の確保のための取組についても明示的に対象としたため、令和3年度調査以前との単純比較はできない。

## 2. 調査結果

○令和4年度に、地方公共団体が新たに奨学金返還支援を開始した人数は9,989人であり、新たに認定した人数は14,300人（※1）

○支援実績額は約51.7億円（前年度までに支援を受けている継続申請者を含む）

### ■奨学金の返還支援を開始した人数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3※3	R4
奨学金の返還支援を開始した人数	603	1,295	2,410	3,096	6,123	7,265	9,716	<b>9,989</b>
H27からの累計※2	603	1,898	4,308	7,404	13,527	20,792	30,508	<b>40,497</b>

### ■支援対象に認定した人数の推移（調査項目の見直しを行った令和2年度以降の実績）

年度	R2	R3	R4
認定者数（人）	8,205	11,150	<b>14,300</b>

### ■支援実績額の推移（調査項目の見直しを行った令和2年度以降の実績）

年度	R2	R3	R4
支援実績額（億円）	13.5	30.3	<b>51.7</b>

※1 一部の支援事業においては、継続申請者と新規申請者を切り分けて把握をしていない等のため、継続支援者も当該人数に含まれている場合がある。また、認定した場合でも、域内において一定期間就業・居住した後に支援を開始するものがあるため、支援開始者数と認定者数にはずれが生じる。

※2 同計は当該年度に返還支援を開始した人数の累計であることから、当該年度に返還支援を行った人の総数ではない。

※3 令和4年度調査（令和3年度実績）から医療系人材の確保のための取組についても明示的に対象としたため、令和3年度調査（令和2年度実績）以前との単純比較はできない。

## 2. 調査結果

### ■奨学金返還支援実施地方公共団体一覧（令和5年6月1日時点）

※1 赤字は、令和5年度調査から、奨学金返還支援の取組を「実施している」と回答した地方公共団体。

北海道	夕張市	北海道	森町	北海道	斜里町	青森県	青森県	岩手県	岩手県	宮城県	仙台市	秋田県	秋田県	山形県	山形県	福島県	福島県
	芦別市		八雲町		小清水町		弘前市		盛岡市		石巻市		秋田市		山形市		会津若松市
	赤平市		江差町		訓子府町		十和田市		宮古市		気仙沼市		能代市		米沢市		いわき市
	歌志内市		厚沢部町		遠軽町		今別町		大船渡市		名取市		横手市		鶴岡市		白河市
	深川市		乙部町		湧別町		七戸町		花巻市		栗原市		大館市		酒田市		須賀川市
	上砂川町		奥尻町		滝上町		六ヶ所村		北上市	東松島市	男鹿市		新庄市		喜多方市		
	栗山町		せたな町		大空町		風間浦村		久慈市	加美町	湯沢市		寒河江市		二本松市		
	北竜町		旭川市		士幌町		佐井村		遠野市	南三陸町	鹿角市		上山市		南相馬市		
	沼田町		士別市		鹿追町		三戸町		一関市		由利本荘市		村山市		国見市		
	札幌市		名寄市		清水町		五戸町		陸前高田市		大仙市		長井市		鏡石町		
	江別市		富良野市		芽室町	田子町	釜石市		北秋田市	天童市	天栄村						
	北広島市		鷹栖町		広尾町	南部町	二戸市		にかほ市	東根市	只見町						
	小樽市		上川町		豊頃町	階上町	奥州市		仙北市	尾花沢市	西会津町						
	島牧村		美瑛町		本別町		雫石町		小坂町	南陽市	金山町						
	寿都町		上富良野町		足寄町		葛巻町		上小阿仁村	山辺町	昭和村						
	黒松内町		中富良野町		陸別町		矢巾町		藤里町	中山町	会津美里町						
	喜茂別町		和寒町		釧路市		西和賀町		三種町	河北町	西郷村						
	倶知安町		下川町		厚岸町		住田町		八峰町	西川町	矢吹町						
	共和町		美深町		標茶町		大槌町		美郷町	朝日町	塙町						
	神恵内村		音威子府村		鶴居村		山田町		東成瀬村	大江町	鮫川村						
余市町	中川町	根室市		岩泉町			大石田町	石川町									
室蘭市	幌加内町	中標津町		田野畑村			金山町	三春町									
苫小牧市	留萌市	標津町		普代村			最上町	広野町									
伊達市	小平町	羅臼町		野田村			舟形町	川内村									
洞爺湖町	苫前町			九戸村			真室川町	新地町									
むかわ町	初山別村			一戸町			大蔵村	飯館村									
平取町	稚内市						鮭川村										
新冠町	猿払村						戸沢村										
浦河町	中頓別町						高島町										
えりも町	枝幸町						川西町										
新ひだか町	豊富町						小国町										
北斗市	利尻富士町						白鷹町										
松前町	幌延町						飯豊町										
知内町	紋別市						三川町										
木古内町	美幌町						庄内町										
七飯町	津別町						遊佐町										

## 2. 調査結果

茨城県	日立市
	石岡市
	結城市
	常陸太田市
	高萩市
	ひたちなか市
	稲敷市
	かすみがうら市
	神栖市
	茨城町
	大洗町
	阿見町
	境町
	利根町

栃木県	栃木県
	宇都宮市
	栃木市
	佐野市
	鹿沼市
	日光市
	小山市
	真岡市
	大田原市
	下野市
	益子町
芳賀町	
那珂川町	

群馬県	群馬県
	群馬県
	太田市
	富岡市
	上野村
	神流町
	下仁田町
	南牧村
	甘楽町
	碓氷村
板倉町	

埼玉県	埼玉県
	さいたま市
	熊谷市
	川口市
	加須市
	越谷市
	ふじみ野市
	毛呂山町
	嵐山町
	川島町
長瀬町	
神川町	

千葉県	千葉県
	千葉市
	銚子市
	船橋市
	館山市
	松戸市
	君津市
	白井市
	南房総市
	匝瑳市
多古町	
長生村	
長柄町	

東京都	東京都
	千代田区
	港区
	台東区
	品川区
	大田区
	荒川区
	足立区
	葛飾区
	八王子市
	青梅市
	大島町
	利島村
	神津島村
小笠原村	

神奈川県	小田原市
	厚木市
	山北町
	箱根町
愛川町	

新潟県	新潟県
	新潟市
	三条市
	柏崎市
	十日町市
	見附市
	村上市
	燕市
	糸魚川市
	妙高市
	五泉市
	上越市
	阿賀野市
	佐渡市
	魚沼市
	胎内市
	弥彦村
出雲崎町	
湯沢町	
関川村	

富山県	富山県
	富山県
	富山市
	高岡市
	氷見市
	黒部市
	砺波市
	小矢部市
	南砺市
	射水市
	上市町
立山町	
入善町	

石川県	石川県
	かほく市
	加賀市
	金沢市
	穴水町
	志賀町
	七尾市
	中能登町
	津幡町
	内灘町
	小松市
	羽咋市
	川北町

福井県	福井県
	福井県
	敦賀市
	小浜市
	勝山市
	鯖江市
	越前市
	坂井市
	南越前町
	越前町
美浜町	
高浜町	
若狭町	

山梨県	山梨県
	山梨県
	富士吉田市
	都留市
	大月市
	韭崎市
	南アルプス市
	北社市
	上野原市
	中央市
身延町	
丹波山村	

長野県	長野県
	長野県
	長野市
	上田市
	岡谷市
	飯田市
	諏訪市
	須坂市
	小諸市
	伊那市
	駒ヶ根市
	大町市
	飯山市
	塩尻市
	佐久市
	千曲市
小海町	
南相木村	
北相木村	
佐久穂町	
立科町	

長野県	長野県
	長野県
	下諏訪町
	富士見町
	箕輪町
	飯島町
	南箕輪村
	中川村
	松川町
	阿智村
	下條村
	売木村
	天龍村
	泰阜村
	喬木村
	豊丘村
王滝村	
大桑村	
木曾町	
生坂村	
山ノ内町	
白馬村	

長野県	松本市
	阿南町
	宮田村
	小谷村
信濃町	

岐阜県	岐阜県
	岐阜県
	大垣市
	海津市
	高山市
	恵那市
	飛騨市
	郡上市
	下呂市
白川町	
東白川村	

静岡県	静岡県
	静岡県
	静岡市
	浜松市
	沼津市
	三島市
	富士宮市
	伊東市
	島田市
	富士市
	磐田市
	焼津市
	掛川市
	袋井市
	湖西市
	伊豆市
御前崎市	
菊川市	
伊豆の国市	
東伊豆町	
小山町	
川根本町	
森町	

愛知県	愛知県
	愛知県
	名古屋市
	豊橋市
	一宮市
	春日井市
	豊川市
	新城市
みよし市	
大口町	
扶桑町	
設楽町	

## 2. 調査結果

三重県	三重県
	四日市市
	名張市
	尾鷲市
	熊野市
	志摩市
	伊賀市
	紀宝町

滋賀県	彦根市
	長浜市
	近江八幡市
	守山市
	栗東市
	甲賀市
	野洲市
	高島市
	東近江市
	米原市
	日野町

京都府	京都府
	福知山市
	舞鶴市
	綾部市
	宇治市
	宮津市
	城陽市
	京丹後市
	八幡市
	南丹市
	久御山町
	井手町
	与謝野町

大阪府	岸和田市
	茨木市
	大東市
	和泉市
	岬町

兵庫県	兵庫県
	神戸市
	姫路市
	尼崎市
	明石市
	伊丹市
	西宮市
	洲本市
	相生市
	加古川市
	西脇市
	高砂市
	加西市
	丹波篠山市
	養父市
	丹波市
	南あわじ市
	朝来市
	宍粟市
	たつの市
多可町	

奈良県	奈良県
	大和郡山市
	田原本町
	吉野町
	十津川村

和歌山県	和歌山県
	和歌山市
	海南市
	有田市
	岩出市
紀美野町	

鳥取県	鳥取県
	鳥取市
	若桜町
	湯梨浜町
	琴浦町
	日吉津村
	大山町
	伯耆町
	日野町
	江府町
	倉吉市
	日南町

鳥根県	鳥根県
	松江市
	益田市
	安来市
	江津市
	川本町
	邑南町
	吉賀町
	西ノ島町
	知夫村
隠岐の島町	

岡山県	岡山県
	岡山市
	倉敷市
	津山市
	玉野市
	井原市
	高梁市
	備前市
	瀬戸内市
	真庭市
	美作市
	新庄村
	奈義町
	吉備中央町

広島県	広島県
	呉市
	竹原市
	三原市
	福山市
	府中市
	三次市
	庄原市
	大竹市
	安芸高田市
安芸太田町	
世羅町	
神石高原町	

山口県	山口県
	下関市
	萩市
	防府市
	長門市
	柳井市
	美祿市
周南市	
田布施町	

徳島県	徳島県
	阿南市
	阿波市
	美馬市
	三好市
	神山町
	那賀町
	海陽町
	藍住町
	板野町
東みよし町	

香川県	香川県
	丸亀市
	普通寺市
	東かがわ市
	小豆島町
	土庄町
	宇多津町
	綾川町
まんのう町	

愛媛県	愛媛県
	今治市
	宇和島市
	新居浜市
	大洲市
	久万高原町
伊方町	
愛南町	

高知県	室戸市
	南国市
	須崎市
	宿毛市
	土佐清水市
	香南市
	香美市
	本山町
	土佐町
	仁淀川町
	佐川町
梶原町	
四万十町	

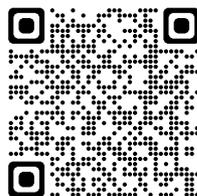
福岡県	福岡市
	大牟田市
	久留米市
	直方市
	飯塚市
	柳川市
	八女市
	筑後市
	大川市
	行橋市
	うきは市
	みやま市
	糸島市
	水巻町
	岡垣町
	大刀洗町
みやこ町	
吉富町	

佐賀県	伊万里市
	武雄市

## 2. 調査結果

長崎県	長崎県	熊本県	熊本県	別府市	宮崎県	高千穂町	鹿児島県	鹿児島県	鹿儿岛県	南大隅町	沖縄県	沖縄県		
	佐世保市		荒尾市			中津市		宮崎県		日之影町		出水市	中種子町	糸満市
	大村市		水俣市			佐伯市		五ヶ瀬町		西之表市		南種子町	南大東村	
	平戸市		上天草市			臼杵市		宮崎県		霧島市		大和村	多良間村	
	対馬市		錦町			津久見市				いちき串木野市		喜界町		
	杵岐市		球磨村			竹田市				志布志市		天城町		
	五島市		苓北町			豊後高田市				南九州市				
	西海市					宇佐市				伊佐市				
	雲仙市					豊後大野市				三島村				
	南島原市					由布市				さつま町				
	波佐見町					国東市				長島町				
	小値賀町					九重町				大崎町				
新上五島町		玖珠町	東串良町											
			錦江町											

各地方公共団体の取組の内容については、  
下記のリンク（内閣官房・内閣府総合サイト）から確認いただけます。



<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>

### 3. 取組事例

## 都道府県等が実施する事業

### 青森県

#### ☆あおり若者定着奨学金返還支援制度

##### ○支援要件

- ・大学・短大等の卒業生で、採用時に35歳未満
- ・対象企業に就業かつ県内居住の要件を満たして3年経過時及び6年経過時に支援

##### ○支援内容

- ・**県と対象企業が協働し、支援額(30～150万円)を直接貸与機関に繰上返還。**
- (奨学金返還残額の1/2が上限)



### 岩手県

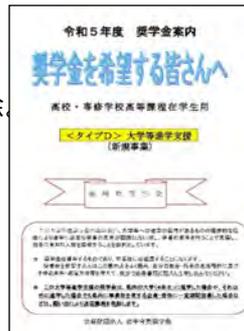
#### ☆大学等進学支援

##### ○支援要件

- ・県内の高等学校等の第2学年に在学し、大学等に進学する意欲のある人。

##### ○支援内容

- ・高等学校等2学年時に15万円を一括貸与し、以下の場合に返還を免除。
  - ・県内大学へ進学
  - ・**県外大学、短大等に進学した場合、卒業後一定期間県内で就業すること**



### 愛知県

#### ☆介護福祉士等修学資金等貸付事業

※実施主体：社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

##### ○支援要件

- ・**介護福祉士等養成施設卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録を行うとともに、県内の社会福祉施設等において5年間以上従事する等。**

##### ○支援内容

要件に該当した場合**全額免除**

※愛知県はこの他複数返還支援制度あり

### 山口県 ※山口県はこの他複数返還支援制度あり

#### ☆やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助制度

##### ○支援要件

- ・令和6年度以降に大学等を卒業し、卒業後半年以内に定住の意思をもって、**山口県内で居住・就業**すること。

##### ○支援内容

- 実績に応じて奨学金の返還額の一部を毎年補助(上限20万円/年)(最長5年間)

#### ☆地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業奨学金返還補助制度

##### ○支援要件

- ・**対象施設(病院、薬局)に就職後、補助の交付対象期間中、継続して薬剤師として就業**すること。

##### ○支援内容

- 対象者が大学の5年生及び6年生の時に貸与を受けていた奨学金の返還額を補助。(総額上限144万円、月額上限2万4千円)(最長5年間)



### 愛媛県

#### ☆愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度(IT人材確保枠)

##### ○支援要件

- ・ITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験に合格していること。
- ・**大学院等の卒業前年次～卒業年次の者又は既卒生で登録企業への就職を希望**すること。

##### ○支援内容

- 1年間の返還額の4/5(上限20.16万円/年)(最長7年間)

※愛媛県はこの他複数返還支援制度あり



※制度の詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

### 3. 取組事例

## 市町村が実施する事業

### 北海道余市町

#### ○支援要件

- ・申請年度の前年度の3月1日以前から継続して余市町に居住しており、今後も町に居住する意思があること。
- ・30歳以下。

#### ○支援内容

申請年度の前年度の奨学金返還額と町に居住していた期間に応じ助成金を支給  
(例：大学・専門学校卒業で町内居住かつ町内就労の場合上限1万2千円/月)  
(最長5年間)



### 東京都利島村

#### ○支援要件

- ・**利島村奨学資金貸付金の貸付期間終了後、貸付を受けた期間と同期間、利島村に居住**すること。

#### ○支援内容

貸付を受けた期間と同期間居住した場合は、全額返還免除。  
貸付期間に満たない場合、居住月数分を返還免除。  
(貸付額上限額/月  
大学等：上限5万円  
高等学校等：上限4万円)



### 石川県内灘町

#### ○支援要件

- ・大学等進学前に1年以上町内に居住し、県外の大学等を卒業後、Uターンし県内で就職した者又は町内に事業所を置く自営業者。
- ・30歳未満で、交付基準日から5年以上継続して町内に定住する意志があること。

#### ○支援内容

1年間に返還した額の2/3  
(上限10万円/年、最長5年間)  
(補助金額の1/5を内灘町商工会共通商品券で交付、残りを現金交付。)



### 長野県松本市

#### ○支援要件

- ・市内に居住かつ市内に本社・本店を有する中小企業へ就職した者。
- ・35歳未満

#### ○支援内容

申請前年に交付対象者が返還した額の2/3  
(上限15万円/年)  
(最長5年間)



### 大阪府岬町

#### ○支援要件

- ・町内に定住しており、今後5年以上定住する予定であること。
- ・30歳未満。

#### ○支援内容

助成金の交付を受けようとする会計年度の前年度の1月から当該年度の12月までの返還額合計の1/2  
(上限額/年  
町内就業：10万円  
町外就業：5万円)



※制度は令和8年度に終了予定。画像内の上限額「50万円」は、令和4～8年度に申請した場合。

### 大分県竹田市

#### ○支援要件

- ・市内に居住し、市内所在する事業所に正規雇用者として勤務していること。
- ・30歳未満。

#### ○支援内容

申請前年における奨学金返還金額の2/3  
(上限20万円/年)  
(最長10年間)



※制度の詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

### 3. 取組事例

## 企業の奨学金返還支援（代理返還）制度に対する支援を行う地方公共団体事業

### 埼玉県

#### ○支援要件

申請年度の4月1日時点で、当該企業において正社員となってから6年以内であること（中途採用含む）。

#### ○支援内容

従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等に対し、補助。  
補助割合・額は**企業負担分の1/2(上限1人あたり年9万円)**、**埼玉県多様な働き方実践企業は2/3(上限1人あたり12万円/年)**



### 長野県

#### ○支援要件

県内に本社等を置き、**県が働きやすい企業に対して認証している制度を取得し**、奨学金返還支援制度を設けている資本金10億円未満の中小企業等で、制度創設後に採用された就業後5年未満の雇用期間の定めのない正社員等。

#### ○支援内容

**中小企業等が行った従業員の奨学金返還支援額の1/2を補助。**  
(一人当たり  
上限10万円/年、  
最長5会計年度)



### 沖縄県

#### ○支援要件

沖縄県内に本社のある中小企業に正社員として勤務している35歳未満かつ就業後5年以内の従業員。

#### ○支援内容

対象従業員の年間返済額の1/2以内を対象として、年間で補助対象企業が支給を完了した額の1/2以内の額（上限9万円/年）  
**(所得向上応援企業認証制度の認証企業は3/4、上限13.5万円/年)**  
(最長5年間)



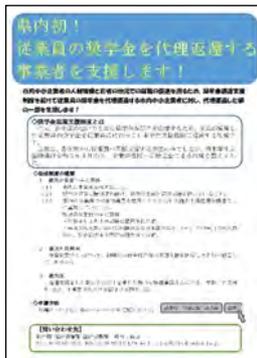
### 千葉県君津市

#### ○支援要件

・令和4年4月1日以降に雇用された者であり、雇用された日における年齢が30歳未満かつ、その雇用された日から交付申請の月まで、引き続き市内に住所を有する者。

#### ○支援内容

企業が返還支援をした額の1/2  
(対象従業員1人につき  
上限10万円/年)  
(1事業主あたり  
上限30万円/年)  
(最長5年間)



### 兵庫県明石市

#### ○支援要件

・市内の介護・障害福祉分野の事業を行う事業所に勤務している採用5年以内かつ30歳未満の職員。  
・県社協の「社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業」の補助金を受けていること。

#### ○支援内容

**補助対象職員一人当たりの年間返済額の1/3を県社協の補助に上乗せして補助。**  
(上限6万円/年)  
(最長5年間)



### 京都府久御山町

#### ○支援要件

・町内の企業に就業していること。  
・支援対象者が当該企業において正社員となってから6年以内。

#### ○支援内容

京都府の「就労・奨学金返済一体型支援事業」を利用している企業に、**府補助額の1/2を上限として補助金を交付。**  
(対象従業員一人当たり 上限額/年  
1～3年目：4万5千円  
4～6年目：3万円)  
(最長6年間)

# 「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に奨学金の返還支援をする地方公共団体の取組を、国としても推進することにより、若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。

日本学生支援機構や地方公共団体等  
からの奨学金の借入れ

返還



返還支援

※ 地方公共団体が貸与する  
奨学金については返還を減免



若者の地元企業への就職や、  
都市部からのU I Jターンを促進

奨学金返還支援に地方公共団体が要した経費は、  
特別交付税措置の対象となる

地方公共団体



令和5年6月1日現在の  
実施地方公共団体数

**36都府県**  
**695市区町村**

～地方公共団体が定める支援の要件や内容の例～

【出身地】

「指定せず」「保護者が当該地方公共団体に居住」 など

【就業・居住】

当該地方公共団体に居住（かつ/または就労） など

【返還支援額】

返還額の1/3、1/2、2/3、1/1など割合を指定した上で、  
別途上限額を設ける など

## 地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

### 【都道府県】

- 奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（※1）、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

### 【市町村】

- 奨学金返還支援に係る市町村の負担額（基金の設置は不要）、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど

※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。

【道府県】20～24歳人口が流入超過 【市町村】20～24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない（市町村は令和4年度以降の条件を記載）

※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。

## 地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称  
自然及び歴史と共生するまちづくり推進プロジェクト
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
野田市
- 3 地域再生計画の区域  
野田市の全域
- 4 地域再生計画の目標

### 4－1 地域の特性

野田市は、千葉県北西部に位置し、利根川と江戸川、利根運河によって、周囲を河川で囲まれた市である。古くから醤油のまちとして、みどり豊かで文化性あふれる都市として栄えてきた。特に、昭和30年代後半からの高度経済成長を機に都市化が進展し、近郊都市として発展したことで、人口も順調に増加してきた。しかしながら、近年は人口減少が始まっており、平成27年の国勢調査によると、市の人口が減少している。自然減だけでなく、平成25年から27年までは転出者数が転入者数を上回る社会減となっている。

なお、近年は転入者が上回る状況に好転しているが、自然減を考慮すると依然として人口減少傾向は否めない状況である。

### 4－2 地域の課題

持続可能なまちづくりを進めるため、定住促進を図り、定住人口を増加させる必要がある。しかし、東京へ直結する鉄道が無く交通の利便性が劣ることから、20歳代の転出が顕著であるなど、人口流出をいかに食い止め、移住定住人口を増加させるかが課題である。これまで実施してきた2事業において、3年間で重要業績評価指数（KPI）の目標値を達成しているが、まだ十分とは言えない。

このような中で、市では、次世代の子どもたちにみどり豊かな野田市を守り引き継ぐため、様々な自然環境保護の取組、環境保全型農業の取組及び歴史的資源の保全活用を行ってきた。これは、都心から30km圏内にありながら、みどり豊かな自然が多く残され、歴史的資源が存在するという野田市の強みを活かした取組であり、市民だけでなく、市外の方にとっても「住みやすいまち」「子育てしやすいまち」「安全安心に暮らせるまち」「愛着と誇りをもてるまち」として魅力に感じてもらえるものと考えてのことである。

しかし、現在、自然再生、生物多様性のシンボルとして飼育、放鳥しているコウノトリばかりが報道され、地域の活性化を踏まえた自然と共生する地域づくりを最終的な目標とする市の自然再生の取組等の意義、目指すところが十分に情報発信されていない。

また、環境保全型農業を推進しているものの、農産物価格の低迷等から、後継者不足による農業従事者の減少や高齢化による耕作放棄地の増加等の課題がある。

#### 4-3 目標

都心から30km圏内にありながら、子どもたちのためにみどり豊かな自然と歴史的資源を守り引き継ごうとする野田市の取組、考えを市内外へ情報発信することにより、野田市からの転出を食い止めるとともに、転入者数を増やす。並行して、自然再生、生物多様性のシンボルであるコウノトリの野生復帰、環境保全型農業の推進並びに本市の魅力向上につながる歴史的資源の整備及び活用を引き続き取り組む。

あわせて、環境保全型農業により生産された野田市産農産物の高付加価値化を推進し、産地間競争に打ち勝つことができるブランド化を確立し、農家所得の向上を図る。

みどり豊かな自然と魅力ある歴史的資源を野田市の強みとして発信することにより、経済効果、移住定住の促進を図り、自然及び歴史と共生するまちづくりの実現を目標としている。

#### 【数値目標】

事業	自然及び歴史をキーワードとする野田市の魅力発信事業	農産物ブランド化推進事業	年月
KPI	人口の社会増数（人） （転入者数－転出者数）	黒酢米の売上（千円） （単位当たり収量×単価×作付面積）	
申請時	390	515,088	H29.1
初年度	390	523,152	H30.3
2年目	390	524,160	H31.3
3年目	500	600,000	R2.3
4年目	510	608,000	R3.3
5年目	520	616,000	R4.3
6年目	530	624,000	R5.3
7年目	540	632,000	R6.3
8年目	550	640,000	R7.3

### 5 地域再生を図るために行う事業

#### 5-1 全体の概要

##### 5-2（3）に記載

#### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例  
(内閣府) : 【A2007】

(1) 事業名 : 自然及び歴史と共生するまちづくり推進プロジェクト

(2) 事業区分 : 移住・定住促進

(3) 事業の目的・内容

(目的)

都心から 30km 圏内にありながら、子どもたちのためにみどり豊かな自然と歴史的資源を守り引き継ごうとする野田市を市内外へ情報発信することで、野田市からの転出を食い止めるとともに、転入者数を増やす。並行して、自然再生、生物多様性のシンボルであるコウノトリの野生復帰、環境保全型農業の推進並びに本市の魅力向上につながる歴史的資源の整備及び活用に引き続き取り組む。

あわせて、農薬の代わりに植物活性効果がある玄米黒酢を使った玄米黒酢農法による環境にやさしい農産物である黒酢米のブランド化を進めることで農家所得の向上を目指す。

みどり豊かな自然と魅力ある歴史的資源を野田市の強みとして発信することにより、経済効果、移住定住の促進を図り、自然及び歴史と共生するまちづくりの実現を目指す。

(事業の内容)

・自然及び歴史をキーワードとする野田市の魅力発信事業

野田市の自然再生、生物多様性のシンボルであるコウノトリの保護増殖、野生復帰の推進に引き続き取り組むにあたり、「生物多様性」を野田市の魅力発信のキーワードとした、市民参加によるシティプロモーション事業に取り組む。豊かな自然を再生、創出する野田市の取組等の市の魅力を市内外の人に知ってもらうため、新たに市民参加による野田市の魅力発信事業の企画を募集し、実施する。

また、都心から 30km 圏内にありながら、生物多様性の取組により豊かな自然のもとで生活できる野田市を、都会すぎず田舎すぎず暮らしやすい『ちょうどいいのだ』として魅力を発信するホームページを作成、情報発信を行うとともに、市内に点在する歴史的資源を整備・活用し、歴史あふれる、様々な歴史にふれあえるまちとしての魅力を発信する。

これらにより、若者世代の転出抑制、転入人口の増加、交流人口の増加を目指す。

・農産物ブランド化推進事業

みどり豊かな野田市を守り引き継ぐため、農薬の代わりに殺菌効果がある玄米黒酢を使った玄米黒酢農法による「黒酢米」の米作りを市内全域で推進する。そのために、予算の範囲内で、野田市農業資材対策協議会へ、玄米黒酢農法を

利用した特色ある水稻生産に取り組んでいる地区に対する黒酢の空中散布に要する経費の補助や、野田市農産物ブランド化推進協議会へ、野田産農産物の広報啓発活動の実施に要する経費の補助を行う。新たに黒酢米の販促デザインを行い、環境にやさしい農産物として他産地の米との差別化を行い競争力強化を図り、黒酢米のブランド化を進めることで農家所得の向上を目指す。

各年度の事業の内容（2019年度まで）

#### **自然及び歴史をキーワードとする野田市の魅力発信事業**

初年度）豊かな自然を再生、創出する野田市の取組に、市の歴史や食をからめた野田市の魅力を発信する事業を市民から募り、市又は提案者が実施。野田市の魅力を発信するホームページを作成する。自然再生、生物多様性のシンボルであるコウノトリの保護増殖、野生復帰に向けた試験放鳥を実施。

2年目）市民参加による野田市の魅力発信事業については、初年度の検証を踏まえて実施。引き続きコウノトリの保護増殖、野生復帰を推進。

3年目）市民参加による野田市の魅力発信事業については、2年目の検証を踏まえて実施。引き続きコウノトリの保護増殖、野生復帰を推進。

#### **農産物ブランド化推進事業**

初年度）玄米黒酢農法による「黒酢米」の米作りを市内全域で推進し、新たに黒酢米の商標登録及び販促デザインを実施。市内外のイベントでの試供品配布、マスコミへの情報発信等を通じて黒酢米のPRを実施。

2年目）引き続き黒酢米の米作りを推進し、黒酢米のPRを実施する。

3年目）引き続き黒酢米の米作りを推進し、黒酢米のPRを実施する。

#### (4) 地方版総合戦略における位置付け

野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、持続可能なまちづくりを進めるためには、定住促進を図り、定住人口を増加させることが必要であり、そのために、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、教育や福祉の充実による子育て世代の増加や雇用創出等による若者層の定住促進を図ることとしている。

野田市が本事業に取り組む最大の目的は、都心から30km圏内にありながらコウノトリがいる豊かな自然を有しているという強みと関宿城の城下町として、また、醤油醸造業により栄え歴史的にも魅力的な資源が数多くあることを野田市のブランドとし、市内外への情報発信を一層強化することで、移住、定住人口の増加を目指すことである。総合戦略の数値目標として、市ホームページ年間アクセス数（令和3年度1,199,000件）を定めており、本プロジェクトは、まさにこの目標の達成に直接寄与するものである。

あわせて、今回の事業に取り組むことにより、総合戦略において掲げている、玄米黒酢農法による水稻の作付面積割合（令和3年度74%）を高めること及び博物館の入館者数の増加を目指している。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業	自然及び歴史をキーワードとする野田市の魅力発信事業	農産物ブランド化推進事業	年月
KPI	人口の社会増数（人） （転入者数－転出者数）	黒酢米の売上（千円） （反収×単価×作付面積）	
申請時	500	600,000	R2.1
初年度	510	608,000	R3.3
2年目	520	616,000	R4.3
3年目	530	624,000	R5.3
4年目	540	632,000	R6.3
5年目	550	640,000	R7.3

(6) 事業費（2019年度まで）（千円）

生物多様性をキーワードとする野田市の魅力発信事業	年度	H29	H30	H31	計
	事業費計		5,095	5,095	5,095
区分	需用費	840	840	840	2,520
	役務費	278	278	278	834
	委託料	2,461	2,461	2,461	7,383
	負担金、補助及び交付金	1,500	1,500	1,500	4,500
	公課費	16	16	16	48

農産物ブランド化推進事業	年度	H29	H30	H31	計
	事業費計		15,460	15,460	15,460
区分	負担金、補助及び交付金	15,460	15,460	15,460	46,380

(7) 申請時点での寄附の見込み

年度	H29
法人名	農業協同組合
見込み額（千円）	100

(8) 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

（評価の手法）

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を取りまとめ、翌年度7月頃に東京

理科大学や千葉銀行等で構成する野田市まち・ひと・しごと創生専門委員会議において事業の効果を検証していただく。また、K P I の達成状況を議会へ報告し、翌年度 9 月議会の決算審査特別委員会において、事業費について審議いただく。

(評価の時期・内容)

毎年度、3 月末時点の K P I の達成状況を取りまとめ、翌年度 7 月頃に効果検証を行う。

(公表の方法)

目標の達成状況については、検証後速やかに市の行政資料コーナーにおいて公表する。

(9) 事業期間：平成 29 年 4 月～令和 7 年 3 月

(10) 寄附の金額の目安

9,900 千円 (2020 年度～2024 年度)

### 5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置  
該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 結婚支援事業

事業概要：持続可能な野田市のまちづくりを進めるために、婚活イベント事業、結婚新生活支援事業を行う。少子化対策に資するとともに、低所得の新婚世帯の新生活にかかる住居費用を支援することにより、野田市への移住、定住を促進する。また、事業の利用者のニーズを踏まえて、結婚相談事業の実施について検討する。

実施主体：野田市

事業期間：平成 29 年度～

(2) 子ども支援室

事業概要：妊娠期から出産、子育て、就学と 18 歳までの子どもに係る様々な相談をワンストップで総合的に対応できる拠点として平成 27 年 10 月に開設した子ども支援室において、妊婦や子どもに関する総合相談業務及び子育て支援に関する情報の提供や利用の案内などを行う子育て支援総合コーディネート事業等を実施する。

実施主体：野田市

事業期間：平成 27 年度～

(3) 全公民館での生物多様性に関する市民講座

事業概要：市内全 10 公民館において、地域の身近な自然や生物に関し、市内在住、在勤、在学者または市内の小学生とその保護者を対象とする講座を開設する。講座を通じて市の生物多様性の取組への理解を

深めることとする。

実施主体：野田市教育委員会

事業期間：平成29年度～

(4) はきだし沼自然再生事業

事業概要：かつて、市内船形地区のはきだし沼に生息していた、レッドデータブックに掲載されている希少なトンボ（オオモノサシトンボ、オオセスジイトトンボ）等が生息できる自然環境を取り戻し、野田市の生物多様性のシンボリックな自然沼とする。

実施主体：野田市

事業期間：平成29年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和7年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

野田市まち・ひと・しごと創生専門委員会議において専門委員から意見を伺い効果を検証する。また、KPIの達成状況を議会へ報告し、翌年度9月議会の決算審査特別委員会において、事業費について審議いただく。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

事業実施年度の翌年7月頃

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

野田市まち・ひと・しごと創生専門委員会議を公開するとともに、会議資料及び会議録を市の行政資料コーナーに設置して公表する。

# 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和5年3月〔改訂〕

野 田 市



目 次

1	基本的な考え方	1
2	野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2
	基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市	3
	【基本方針 1】 自然環境の保全・再生・利活用の推進	3
	【基本方針 2】 循環型社会の推進	5
	【基本方針 3】 生活環境の整備	7
	基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市	10
	【基本方針 1】 支え合いによる福祉のまちづくりの推進	10
	【基本方針 2】 子どもの健全育成と子育て環境の充実	14
	【基本方針 3】 健康づくりの推進と地域医療の充実	16
	基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市	18
	【基本方針 1】 質の高い学校教育の実現	18
	【基本方針 2】 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進	23
	【基本方針 3】 国際交流の推進	26
	基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市	27
	【基本方針 1】 防犯・防災対策の推進	27
	【基本方針 2】 安全で快適な都市基盤の整備	30
	【基本方針 3】 公共交通の充実	34
	基本目標 5 市民がふれあい協働する都市	35
	【基本方針 1】 協働によるまちづくりの推進	35
	【基本方針 2】 情報発信・共有の充実	38
	【基本方針 3】 人権尊重・男女共同参画社会の推進	39
	基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市	40
	【基本方針 1】 地域産業の振興	40
	【基本方針 2】 観光・イベントの振興	45
	【基本方針 3】 定住の促進	47
3	野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たって	51



## 1 基本的な考え方

来たるべき人口減少社会に向けて、国及び千葉県の総合戦略を勘案して「野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。

野田市では現行の総合計画が平成 27 年度で満了となることから、平成 23 年度に次期総合計画の策定に着手し、総合計画審議会を立ち上げ、36 回に及ぶ審議を経て平成 27 年 9 月に次期総合計画案の答申を頂いた。議会の議決を経て市の地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることについては、平成 23 年 5 月に地方自治法の一部が改正されたことにより、法的な義務付けが廃止された。しかし、野田市では、総合計画は、長期的な視点に立ってまちづくりを進めるための指針となるものであり、法的な策定義務がなくなっても策定すべきと考え、基本構想について平成 27 年 12 月に議会の議決を受けた。平成 28 年度から新しい総合計画をスタートさせ、市政全体の底上げを図っていく。一方、総合戦略は、長期の人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた目標や施策等をまとめるもので、目指すところは総合計画と同じである。したがって、総合計画に記載されている施策、事業をそっくり移し替えて、総合戦略を策定することとする。

なお、財政の見通しでは、少子高齢化社会の進展や普通交付税の合併算定替の終了などにより、市の財源の減少は避けられない状況であり、地方創生のための交付金を始めとする国及び県補助金等の特定財源の活用は重要な課題である。

また、野田市の総合計画では、市民にとって分かりやすく、成果を実感しやすい計画とするため、施策ごとに指標・目標値を設定している。この指標・目標値には、実現すべき成果（アウトカム）に係る指標（例：観光イベントの入込客数）や行政活動そのものの結果に係る数値目標（例：市道の整備率）があり、国が客観的な効果検証のために用いることとしている数値目標や重要業績評価指標（K P I）と同じ考え方である。このため、総合計画に掲載する指標・目標値のうち実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を数値目標とし、全ての指標・目標値を重要業績評価指標（K P I）とする。

計画期間は、総合計画後期基本計画の計画期間に合わせ令和 5 年度から令和 1 2 年度までの 8 年間とする。

## 2 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国及び千葉県の総合戦略を勘案し、以下の6つの基本目標を設定し、野田市における地方創生に資する施策を展開する。

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市

基本目標3 豊かな心と個性を育む都市

基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市

# 基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市

## 数値目標

- ・ 地区指定率  
基準値 43%（平成 25 年度）→ 60%（令和 12 年度）
- ・ 玄米黒酢農法による水稲の作付面積割合  
基準値 50%（平成 25 年度）→ 100%（令和 12 年度）
- ・ 環境美化区域の指定数（累計）  
基準値 8 か所（平成 25 年度）→ 28 か所（令和 12 年度）
- ・ 不法投棄ごみの処理量  
基準値 133.4 t（平成 25 年度）→ 50 t（令和 12 年度）
  
- ・ 環境汚染・公害等の苦情及び指導件数  
基準値 117 件（平成 25 年度）→ 54 件（令和 12 年度）
  
- ・ 合併処理浄化槽設置数（累計）  
基準値 1,219 基（平成 25 年度）→ 1,560 基（令和 12 年度）

## 【基本方針 1】 自然環境の保全・再生・利活用の推進

野田市は、利根川、江戸川、利根運河に囲まれた水辺環境に恵まれた土地であり、大規模な農地や雑木林が広がる豊かな自然環境を有しています。これまでも、江川地区においてコウノトリをシンボルとした自然、生物多様性<sup>※1</sup>の保全、再生に取り組んできました。今後も、みどり豊かな自然環境を守り育み、生物多様性の保全、再生、利活用を一層推進します。

農業に関しては、有機堆肥の利用促進や減農薬、減化学肥料による農産物の生産を進め、環境保全型農業を推進するとともに、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、農地の維持活動を推進します。

施策	主な事業
◎環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の戦略の改訂と推進</li> <li>・ みどりの基本計画の策定</li> <li>・ 江川地区自然環境の保護</li> <li>・ 中央の杜の保全</li> <li>・ 市民の森の保全</li> <li>・ ふるさと花づくり運動</li> <li>・ グリーントラストバンク</li> </ul>

※1 生物多様性…多くの生き物がお互いに関わり合いながら、様々な環境に合わせて、生存していること。

施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三ツ堀里山自然園の管理運営</li> <li>・環境保全型農業の推進</li> <li>・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理</li> <li>・水質保全対策の推進</li> </ul>
◎自然と調和した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進</li> <li>・環境保全型農業の推進</li> <li>・市民農園設置の推進</li> <li>・遊休農地の集約の推進</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎環境保全の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
地区指定率	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例に基づき、江川地区の地区指定対象面積約163,000 m <sup>2</sup> の地区指定率の向上を図ります。	43%	60%	○
「みどりのふるさとづくり実行委員会」による苗木配布・拠点植樹数（累計）	市の人口が12万人に達したことを契機に、一人1本の植樹を行うことを目標に、苗木配布や拠点植樹を行ってきましたが、更にみどりの増加を図ります。	153,500本	179,000本	

#### ◎自然と調和した農業の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
玄米黒酢農法による水稻の作付面積割合	玄米黒酢農法による減農薬への取組を推進するため、作付面積割合を指標とします。	50%	100%	○

## 【基本方針 2】 循環型社会の推進

野田市は、これまで廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策について取り組んできており、清潔で快適な都市環境の実現に向けて、引き続き、廃棄物等の適切な処理を進めます。効果的な情報提供、意識啓発や地域清掃の促進、分別収集の徹底等、3R<sup>\*1</sup>（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働<sup>\*2</sup>、連携して推進し、更なる循環型社会の実現を図ります。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策に大きな影響を及ぼしており、太陽光等の再生可能エネルギー<sup>\*3</sup>に対する関心が高まっています。このような機会を捉えて、再生可能エネルギーの利活用に引き続き取り組みます。

施策	主な事業
◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄パトロールの強化</li> <li>・環境美化活動の推進</li> <li>・環境美化意識の啓発</li> <li>・ポイ捨て禁止条例に基づいた施策の推進</li> </ul>
◎ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量・分別排出の推進</li> <li>・資源回収・リサイクル化の促進</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画の推進</li> <li>・一般廃棄物最終処分場の確保</li> <li>・新清掃工場の整備</li> </ul>
◎ゼロカーボンシティ <sup>*4</sup> の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンシティの推進</li> <li>・住宅用設備等脱炭素化促進事業</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標と共通する指標
環境美化区域の指定数（累計）	指定区域を増やすことにより、地域が一丸になり、ポイ捨ての防止・ごみの収集等を実施することにより、快適な生活環境を保ちます。	8か所	28か所	○

<sup>\*1</sup> 3R…リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字を表したもの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制（リデュース：Reduce）を図り、続いて「ごみ」にせず再利用する（リユース：Reuse）、さらに、どうしても「ごみ」として排出するものについては、分別排出により再資源化する（リサイクル：Recycle）となる。

<sup>\*2</sup> 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

<sup>\*3</sup> 再生可能エネルギー…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが設定されている。

<sup>\*4</sup> ゼロカーボンシティ…2050年にCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

不法投棄ごみの処理量	様々な施策を実施して、不法投棄ごみの収集（持込）量を減らすことを指標とします。	133.4 t	50 t	○
------------	---	---------	------	---

◎ごみの減量・リサイクルの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
一人1日当たり のごみ排出量	循環型社会を構築して、環境への負荷ができる限り低減される社会への更なる推進を図るためには、ごみの発生量を減らすことが重要であるため、人口変動に影響を受けない一人1日当たりのごみ排出量を指標とします。	649 g	逡減	

◎再生可能エネルギーの利活用

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
屋根貸し事業実 施件数（累計）	屋根貸し事業については、箇所数及び棟数を目標値とします。	0 箇所 0 棟	18 箇所 37 棟	

### 【基本方針3】 生活環境の整備

野田市では、都市化の進展や交通量の増大等により、騒音や振動、水質汚濁、VOC※<sup>1</sup>等による大気汚染といった問題が顕在化しており、このような公害等の抑制に引き続き取り組めます。また、安全で安定した生活用水の供給や河川、水路等の水質の保全をするため、上下水道の整備を進めます。

気候変動等による集中豪雨の多発、都市化の進展による雨水流出量の増大等による内水氾濫の被害リスクが高まっていることから、浸水被害軽減に向けた総合的な浸水対策を進めます。

下水道計画区域外の地域では、浄化槽の適正管理により生活排水処理を進め、公共用水域※<sup>2</sup>の水質保全に取り組めます。

施策	主な事業
◎環境汚染・公害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の保全</li> <li>・騒音・振動・悪臭の防止</li> <li>・環境基本計画の推進</li> <li>・放射性物質除染業務</li> </ul>
◎上下水道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄・配水施設整備の推進</li> <li>・広報・PRの実施</li> <li>・公共下水道の整備</li> <li>・利根運河の水質保全</li> <li>・くり堀川の整備</li> <li>・三ヶ尾川（仮称）の整備</li> <li>・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備</li> <li>・排水路の整備・管理</li> <li>・地域排水の整備</li> </ul>
◎水質の浄化・浄化槽の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質環境の保全</li> <li>・地質環境の保全</li> <li>・合併処理浄化槽の設置促進</li> </ul>

※<sup>1</sup>VOC…揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナー等に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル等が代表的な物質

※<sup>2</sup>公共用水域…水質汚濁防止法によって定められる、沿岸海域・湖沼・河川等の水域と水路のこと。主に利根川や江戸川の河川と、これにつながる側溝やかんがい用水路のことをいう。

## 重要業績評価指標（KPI）

### ◎環境汚染・公害等への対応

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
環境汚染・公害等の苦情及び指導件数	大気・騒音・振動・悪臭等公害及び環境汚染に係る対応状況について、市民等からの苦情及び指導件数を指標とします。	117件	54件	○
温室効果ガス排出量	市の事務や事業を通して排出されるCO <sub>2</sub> の量	21,464 t	逡減	

### ◎上下水道の整備促進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
上水道の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する上水道を利用している人口の比率で、上水道の普及状況を測る指標です。	96.2%	98%	
公共下水道（汚水）の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する公共下水道（汚水）の使用可能人口の比率で、公共下水道（汚水）の普及状況を測る指標です。	63.3%	76.7%	
公共下水道（雨水）の整備率	浸水常襲箇所解消に向けて、整備延長ベースで雨水幹線がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・南部4号幹線 ・南部1号幹線 ・阿部沼1号幹線 ・五駄沼幹線	14.6%	57.7%	
	浸水常襲箇所解消に向けて、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・阿部沼調整池	0%	100%	

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
くり堀川整備率 (河川)	公共用水域の排水不良地区 解消のため、整備延長ベー スで河川がどの程度整備され たかの進捗度合いを測る指 標です。 ・くり堀川整備	72.3%	100%	
排水整備率(調 整池)	公共用水域の排水不良地区 解消のため、整備面積ベー スで調整池がどの程度整備され たかの進捗度合いを測る指 標です。 ・六丁四反調整池整備	2.7%	100%	

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
合併処理浄化槽 設置数(累計)	対象区域において合併処理 浄化槽設置者に補助金を交 付します。	1,219基	1,560基	○

## 基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市

### 数値目標

- ・ 認知症サポーター養成者数（累計）  
基準値 1,446 人（平成 25 年度）→ 4,900 人（令和 12 年度）
- ・ 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）  
基準値 22 人（平成 25 年度）→ 73 人（令和 12 年度）
- ・ 福祉施設から一般就労への移行者数  
基準値 11 人（平成 25 年度）→ 36 人（令和 12 年度）
- ・ 地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数  
基準値 101,666 人（うち、子ども館利用者数 69,756 人）（平成 25 年度）  
→ 191,700 人（うち、子ども館利用者数 159,800 人）（令和 12 年度）
- ・ 保育所待機児童数（入所保留者を含む）  
基準値 172 人（平成 26 年 4 月 1 日現在）→ 0 人（令和 12 年度）
- ・ がん検診受診率  
胃がん 基準値 19.8%（平成 25 年度）→ 46%（令和 12 年度）  
肺がん 基準値 29.8%（平成 25 年度）→ 52%（令和 12 年度）  
子宮がん 基準値 32.0%（平成 25 年度）→ 59%（令和 12 年度）  
乳がん 基準値 38.4%（平成 25 年度）→ 60%（令和 12 年度）  
大腸がん 基準値 37.1%（平成 25 年度）→ 57%（令和 12 年度）
- ・ 乳幼児健康診査の受診率  
1 歳 6 か月児 基準値 96.7%（平成 25 年度）→ 100%（令和 12 年度）  
3 歳児 基準値 89.8%（平成 25 年度）→ 100%（令和 12 年度）

### 【基本方針 1】 支え合いによる福祉のまちづくりの推進

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化、地域コミュニティの希薄化等により、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化しています。一方で、従来からの民生委員・児童委員や社会福祉協議会等による支援が継続して行われており、近年ではNPOやボランティア団体等による支援活動が大きな役割を果たしています。誰もが安心して地域生活を送ることができるよう、「心のバリアフリー」の意識の醸成を図るとともに、地域の支え合いによって安心できるまちづくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者が地域で自立して暮らし続けるための福祉サービスや介護保険事業の充実、市民一人一人が自らの健康の維持増進に取り組むための支援が課題となっており、きめ細かな対応が求められています。加えて、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくり等を促進させ、社会保障費の増大を抑制していく視点も重要です。

障がい者の自立した日常生活と社会参加を促進させるために、公共空間等、情報面や物理面、制度面、心理面等様々な分野における障がい（バリア）を取り除くととも

に、誰もが使いやすい環境づくり（ユニバーサルデザイン※<sup>1</sup>）を推進します。また、市民一人一人が障がいをも自分自身の問題として捉え、お互いに支え合う意識の醸成と実践を促進します。

市民の誰もが不測の事態に対応できるように、社会的な保護が得られる環境の充実を図る必要があります。特に、社会的な変化が大きく、景気の先行きが不透明な状況においては、低所得による生活困窮者の福祉の充実と自立支援が重要な課題となっていることから、生活保護世帯への就労支援の一層の推進や、適正な給付を行います。

施 策	主な事業
◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区社会福祉協議会活動の推進・地域福祉の推進</li> <li>・ 福祉のまちづくり運動の推進</li> <li>・ 福祉のまちづくり講座の開催</li> <li>・ 孤立死防止対策の推進</li> <li>・ 総合福祉会館の活用</li> </ul>
◎高齢者の生きがいをづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ活動の推進</li> <li>・ シルバー人材センターの充実</li> <li>・ 雇用促進奨励金の交付</li> <li>・ 市民の学習活動への環境整備</li> <li>・ 新たな老人福祉センターの整備</li> </ul>
◎高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者福祉サービスの適切な提供</li> <li>・ 買物弱者対策</li> </ul>
◎介護保険事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民への介護情報の提供強化</li> <li>・ 在宅サービスの適切な提供</li> <li>・ 介護サービスの適切な提供</li> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</li> <li>・ 地域包括支援センターの設置及び運営</li> <li>・ 在宅医療、介護連携の推進</li> <li>・ 認知症高齢者に係る施策の推進</li> <li>・ 介護保険制度の円滑な運営</li> <li>・ 野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進</li> </ul>
◎障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者相談支援事業</li> <li>・ 自立生活の支援</li> <li>・ 雇用促進奨励金の交付</li> <li>・ 障がい者職場実習奨励金の支給</li> <li>・ 施設整備・利用の促進</li> <li>・ 障がい特性の理解促進</li> <li>・ 社会参加の促進</li> </ul>

※<sup>1</sup>ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービス（介護給付）</li> <li>・各種補助・手当の支給</li> <li>・社会福祉法人への支援</li> <li>・障がい児支援の充実</li> <li>・障がい福祉サービス（訓練等給付）</li> <li>・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進</li> </ul>
◎市民生活の安定と自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の生活安定と自立の促進</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
福祉のまちづくり講座の開設数	人材育成の観点から福祉のまちづくり講座を開設する公民館の数	0館	10館	

#### ◎高齢者の生きがいづくり

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
ボランティア養成講座の開設数	市民との協働の観点からボランティア養成講座を開設する公民館の数	2館	10館	

#### ◎介護保険事業の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
認知症サポーター養成者数（累計）	認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを育成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える、認知症サポーター養成講座を開催します。	1,446人	4,900人	○

◎障がい者福祉の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）	地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら、グループホーム等に居住する地域生活へ移行していくことを推進します。	22人	73人	○
福祉施設から一般就労への移行者数	障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、就労支援の充実を図ります。	11人	36人	○

## 【基本方針2】 子どもの健全育成と子育て環境の充実

ライフスタイルの多様化や女性の社会進出等に伴う未婚化、晩婚化、晩産化が進行しています。また、景気の先行きが不透明な社会情勢の中で、就業、所得の将来への不安感、子育てへの負担感等も増大しており、少子化は今後も続くことが予想されます。

そのため、若い世代が、仕事と家庭を両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められていることから、子育て中の親が安心して働くことのできる環境整備や、保育環境の充実を図ります。また、ひとり親家庭に対する支援の充実や子どもの健全育成に向けて、地域が一体となって子どもの育成に関わることのできる仕組みづくりを進めます。

施策	主な事業
◎子どもの健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子育て支援サービスの充実</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> </ul>
◎安心できる子育て環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭への支援</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・多様な保育サービスの充実</li> <li>・保育所の耐震補強</li> <li>・野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> <li>・障がい児支援の充実</li> <li>・民間賃貸住宅居住支援事業</li> </ul>
◎幼児教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえた教育・保育の推進</li> <li>・待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実</li> <li>・発達支援の役割としての公立幼稚園の活用</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎子どもの健全育成の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標と共通する指標
地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内8つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を図ります。	101,666人 (69,756人) ※( )内は子ども館利用者数	191,700人 (159,800人) ※( )内は子ども館利用者数	○

◎安心できる子育て環境の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
保育所待機児童数（入所保留者を含む。）	求職中や居住地付近に入所枠がある保育所を希望しないで入所保留となっている方等を含めた保育所待機児童の解消を図ります。	172人 (平成26年 4月1日現在)	0人	○
過密学童保育所（利用者一人当たりの面積1.65㎡以下）の数	小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図ります。	4か所	0か所	

### 【基本方針3】 健康づくりの推進と地域医療の充実

日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化に伴い、悪性新生物（がん）、脳血管疾患（脳卒中）、心疾患（心臓病）、糖尿病等の生活習慣病の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが求められています。

急速に高齢化が進んでいる中で、市民の健康寿命の延伸を図ることは、市民一人一人にとって重要な課題となっています。そのため、スポーツや食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に関する施策に引き続き取り組むことにより、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減を図ります。また、食事は健康な体づくりのための重要な要素であることから、特に子どもを含めた若年層の健全な食生活に向けた取組を進めます。

少子高齢化の急速な進行、非正規雇用の増加等雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、小児医療、障がい者医療、高齢者医療等への多様なニーズに対応可能な医療体制の充実が求められています。そのため、かかりつけ医や在宅医療、介護サービスの充実を含めて、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる環境を整備します。また、各医療機関が救急時に円滑に連携を図ることができるように、24時間体制による2次救急医療体制の確保を中核とした救急医療体制の整備を図ります。

施 策	主な事業
◎市民の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への啓発・PRの強化</li> <li>・健康・スポーツポイント事業の拡充</li> <li>・一般介護予防事業の推進</li> <li>・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実</li> <li>・各種がん検診の実施</li> <li>・健康診査・生活習慣改善指導の実施</li> <li>・健康づくりフェスティバル事業の推進</li> <li>・健康づくり推進計画 21 の推進</li> <li>・食育の推進</li> <li>・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進及び見直し</li> <li>・感染症予防対策の実施</li> <li>・エイズ予防対策の推進</li> <li>・食品衛生に対する正しい知識の普及</li> </ul>
◎地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への医療情報の提供強化</li> <li>・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進</li> <li>・救急医療体制の充実</li> <li>・関係機関との連携強化</li> <li>・24時間救急医療体制の維持強化</li> <li>・災害医療体制の整備</li> <li>・献血事業の推進</li> </ul>
◎母子保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化</li> <li>・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実</li> </ul>

施 策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査の充実</li> <li>・不妊及び不育症治療費等助成の実施</li> <li>・子ども医療費助成制度の拡充</li> <li>・救急医療体制の充実</li> <li>・子育て支援の充実</li> </ul>
◎高齢者医療の充実	・在宅医療、介護連携の推進
◎障がい者医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい者医療費助成の実施</li> <li>・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実</li> <li>・乳幼児健康診査の充実</li> <li>・発達障がいの疑いの児に対する早期診断早期療育のための体制の充実</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎市民の健康づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
がん検診受診率 ・胃がん ・肺がん ・子宮がん ・乳がん ・大腸がん	がん検診の対象者のうち、実際に受診した者の割合 ※対象者の変更あり	19.8% 29.8% 32.0% 38.4% 37.1%	46% 52% 59% 60% 57%	○

#### ◎母子保健・医療の充実、障がい者医療の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
乳児家庭訪問の実施率	生後2か月児に対して実施している家庭訪問の実施率	92.4%	100%	
乳幼児健康診査の受診率 ・1歳6か月児 ・3歳児	1歳6か月児、3歳児健康診査を受診した者の割合	96.7% 89.8%	100% 100%	○

## 基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市

### 数値目標

- ・児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合  
基準値 小学校 63.8% 中学校 62.1% (平成 25 年度)  
→ 小学校 80% 中学校 80% (令和 12 年度)
- ・地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合  
基準値 38.7% (平成 25 年度) → 80% (令和 12 年度)
- ・地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合  
基準値 54.8% (平成 25 年度) → 80% (令和 12 年度)
- ・家庭教育学級の参加者数  
基準値 10,290 人 (平成 25 年度) → 11,800 人 (令和 12 年度)
- ・不登校率  
基準値 小学校 0.26% 中学校 2.46% (平成 25 年度)  
→ 小学校 0.2% 中学校 2.4% (令和 12 年度)
- ・適応指導学級通級生の学校復帰率  
基準値 80% (平成 25 年度) → 90% (令和 12 年度)
- ・授業中に ICT を活用して指導する能力を有する教職員の割合  
基準値 70.5% (平成 25 年度) → 100% (令和 12 年度)
- ・情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合  
基準値 78.3% (平成 25 年度) → 100% (令和 12 年度)
- ・公民館の利用者数  
基準値 429,454 人 (平成 25 年度) → 464,500 人 (令和 12 年度)
- ・人口一人当たりの図書館資料の貸出点数  
基準値 6.7 点 (平成 25 年度) → 7.5 点 (令和 12 年度)
- ・スポーツ施設の利用者数  
基準値 593,807 人 (平成 25 年度) → 654,000 人 (令和 12 年度)
- ・国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数  
基準値 300 人 (平成 25 年度) → 600 人 (令和 12 年度)
- ・国際交流協会開催の日本語教室の参加者数  
基準値 1,387 人 (平成 25 年度) → 1,800 人 (令和 12 年度)

### 【基本方針 1】 質の高い学校教育の実現

次世代を担う「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を備えた幼児、児童、生徒の育成に向けて、学校、家庭、地域が互いの信頼関係を深め、それぞれの役割を果たします。

学校の体育活動や地域スポーツ、食育活動等を通じて、子どもが十分に体を動かし、

スポーツの楽しさを体験するとともに、体力の向上を図ることができるような環境を整備します。

近年、有害情報の氾濫や子ども・若者を狙った犯罪の増加等、子ども・若者を取り巻く環境の悪化が懸念されています。また、不登校、ひきこもり、ニート<sup>※1</sup>等、子ども・若者が抱える問題も多様化しています。そのため、学校、家庭、地域が一体となり、子ども・若者の健全育成に向けた取組の推進を図ります。

子どもたちのより良い学習環境を整えるために、学校教育施設の整備・充実を図ります。また、学校が地域の特色を活かして主体的に創意工夫のある教育活動を展開するなど、地域の住民と一体となって子どもたちを育てていく学校づくりを進めます。さらに、教職員の資質の向上を図り、家庭、地域の信頼に応える学校づくりを推進します。

児童虐待や学校でのいじめ、職場における男女差別、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>※2</sup>、ストーカー行為等、様々な人権問題が存在しています。また、国際化、少子高齢化、情報化の進展等、社会経済状況の変化を背景とした新たな人権問題も生じています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指します。

施 策	主な事業
◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数指導の推進</li> <li>・大学等との連携による理数科教育の充実</li> <li>・英語教育の充実</li> <li>・キャリア教育の充実</li> <li>・特別支援教育の充実</li> <li>・土曜授業</li> <li>・武道指導の充実</li> <li>・教職員研修の充実</li> <li>・子ども未来教室の充実</li> <li>・GIGAスクール構想<sup>※3</sup>の実現</li> </ul>
◎鈴木貫太郎翁の功績を後世に伝える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴木貫太郎記念館の再建</li> <li>・鈴木貫太郎翁に関する資料の収集・保管及び調査・研究</li> <li>・公立小中学校における鈴木貫太郎翁の出前授業や道徳授業等の充実</li> <li>・各地域の地域資源を活用した観光との融合</li> <li>・鈴木貫太郎翁の功績を広く後世に伝える魅力発信</li> </ul>
◎家庭・地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材の活用ー学校支援地域本部事業の推進ー</li> <li>・家庭教育力の向上</li> </ul>
◎子ども・若者の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の充実</li> </ul>

※1 ニート…Not in Education, Employment or Training の略で、15～34 歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練等を行っていない者のこと。

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。

※3 GIGA スクール構想…1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。

施 策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適応指導学級の充実</li> <li>・ いじめ防止対策の推進</li> <li>・ 青少年活動の支援</li> <li>・ 環境浄化活動</li> <li>・ 相談活動</li> </ul>
◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I C T教育の推進と情報モラル教育の充実</li> <li>・ 食育の充実</li> <li>・ 読書環境・指導の充実</li> <li>・ 通学路の安全性の確保</li> <li>・ 校舎、体育館、プール等の改修</li> <li>・ 防災教育の充実</li> <li>・ 小・中学校、幼稚園へのエアコン設置</li> <li>・ 小・中学校、幼稚園のトイレ改修</li> </ul>
◎学校人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校人権教育指導者養成講座の開催</li> </ul>

### 重要業績評価指標（K P I）

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標と共通する指標
児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 80% 中学校 80%	○

◎家庭・地域の教育力の向上

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	地域の方々が子どもたちに与える影響は大きく、学校の教育活動を支援することにより、①豊かな心の育成、②教員の負担感軽減、③地域教育力の向上につなげます。	38.7%	80%	○
地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合		54.8%	80%	○
家庭教育学級の参加者数	公民館が開設する家庭教育に関する講座、講演会の参加者数	10,290人	11,800人	○

◎子ども・若者の健全育成

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
不登校率	全児童生徒人数に対する不登校の割合	小学校 0.26% 中学校 2.46%	小学校 0.2% 中学校 2.4%	○
適応指導学級通級生の学校復帰率	野田市適応指導学級の通級生に対する復帰者の割合	80%	90%	○

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
授業中にICTを活用して指導する能力を有する教職員の割合	授業において、必要な場面で積極的にICT機器を使用し、児童生徒の意欲を高めめます。	70.5%	100%	○
情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合	最近のインターネットに係るトラブルやいじめ等が増加している中、適切な指導を行い、インターネット社会に対応できる児童生徒を育成します。	78.3%	100%	○

食に関する指導の全体計画及び年間計画を作成している学校の割合	児童生徒に対する食に関する指導を推進するため、指導計画に基づき教育活動全体を通じて取り組みます。	32.3%	100%	
エアコンの設置率	普通教室、特別教室、管理諸室にエアコンの設置が済んだ小・中学校、幼稚園の割合	0%	100%	

## 【基本方針2】 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進

市民誰もが生涯にわたって学習や文化、スポーツ活動に取り組み、その成果を適切に活かすことのできる社会が求められています。そのため、地域が主体となった子どもたちの教育支援活動の推進や、地域の学習拠点である公民館、図書館、スポーツ施設等の充実を図ります。また、豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

施 策	主な事業
◎生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進</li> <li>・生涯学習施設の整備</li> <li>・市民の情報活用能力の育成</li> <li>・市民の学習活動への環境整備</li> <li>・家庭教育力の向上</li> <li>・公民館サービスの充実</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・図書館資料・情報提供機能の充実</li> <li>・文化会館委託文化事業の充実</li> <li>・児童生徒の学校外体験活動の活性化</li> <li>・オープンサタデークラブの充実</li> </ul>
◎郷土愛を育む学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保存と活用</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・郷土資料の収集・整理・調査・研究（調査報告書）</li> <li>・野田市史の刊行</li> <li>・郷土の偉人の顕彰</li> <li>・伝統文化や民俗芸能の保存・伝承</li> </ul>
◎生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ施設の整備</li> <li>・スポーツ・レクリエーション活動の推進</li> <li>・サイクリングロードの整備</li> <li>・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進</li> <li>・総合公園陸上競技場の整備</li> <li>・総合公園野球場の整備</li> <li>・福田体育館の整備</li> <li>・旧関宿クリーンセンター跡地、遊休農地を活用した施設整備</li> </ul>

## 重要業績評価指標（KPI）

### ◎生涯学習の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
公民館の利用者数	公民館の主催、共催及び貸館の利用者数	429,454人	464,500人	○
人口一人当たりの図書館資料の貸出点数	市内全市立図書館の総貸出点数を人口で除して算出した貸出点数	6.7点	7.5点	○
地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	家庭教育力の向上のため地域としてできることは、子どもたちが家庭や園・学校以外の多様な人々とふれあい交流することで、人間関係を学ぶ場として重要な役割を担っています。地域の大人が子どもたちと積極的に関わり、家庭や子どもを支え見守ることで、保護者の子育ての不安軽減を図り、子どもの社会的成長を促します。	38.7%	80%	○

### ◎郷土愛を育む学習の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
指定文化財等の件数（累計）	指定文化財及び登録文化財の件数	指定文化財 35件 登録文化財 28件	指定文化財 41件 登録文化財 78件	
市史に関する刊行物の刊行数（累計）	通史編・別編・資料編・報告書・目録・その他、市史に関する刊行物の累計刊行数	39冊	71冊	

◎生涯スポーツの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
スポーツ施設の利用者数	総合公園体育館、関宿総合公園体育館、春風館道場及びその他のスポーツ施設の充実により、利用者数の増加を図ります。	593,807人	654,000人	○

### 【基本方針3】 国際交流の推進

野田市には多くの外国人が住んでおり、今後も外国人の増加が予想されます。そのため、在住外国人が地域の構成員として地域活動へ参加、協力する機会を増加させるなど、在住外国人と地域との交流の活性化を図り、外国人も地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。また、近年の国際化が進む社会状況等も踏まえ、国際交流の機会や場の充実を図り、市民の国際感覚の醸成や国際社会に適応できる人材の育成等に取り組みます。

施策	主な事業
◎国際的な交流と協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民及び国際交流協会等と協働による国際交流の推進</li> <li>・多言語による生活情報の提供の充実</li> </ul>

#### 重要業績評価指標（KPI）

##### ◎国際的な交流と協力の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数	国際交流協会が、地域住民と在住する外国人との交流の場として、毎年開催する「国際交流フェスタ」の参加者数	300人	600人	○
国際交流協会開催の日本語教室の参加者数	国際交流協会において、日本語が上手く話せない外国人のために開催している日本語教室の参加延べ人数	1,387人	1,800人	○

## 基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

### 数値目標

- ・ 自主防犯組織の組織率  
基準値 82.4%（平成 25 年度） → 100%（令和 12 年度）
- ・ 自主防災組織の組織率  
基準値 46.4%（平成 25 年度） → 80%（令和 12 年度）
- ・ 住宅用火災警報器の設置率  
基準値 72.4%（平成 25 年度） → 100%（令和 12 年度）
- ・ 消防団員数  
基準値 763 人（平成 25 年度） → 860 人（令和 12 年度）
- ・ 公園等の面積（市民一人当たりの公園等の面積）  
基準値 193.39 ha（12.37 m<sup>2</sup>/人）（平成 25 年度）  
→ 195.84 ha（12.89 m<sup>2</sup>/人）（令和 12 年度）
- ・ まめバス利用者数  
基準値 306,765 人（平成 25 年度） → 320,000 人（令和 12 年度）
- ・ 民間バス路線数  
基準値 16 路線（平成 25 年度） → 16 路線（令和 12 年度）

### 【基本方針 1】 防犯・防災対策の推進

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、市、警察、地域の防犯組合が連携した防犯対策が重要です。そのため、防犯灯等の設置及び適正な維持管理等、防犯に役立つハード面の整備を進めるとともに、市民一人一人の防犯意識の向上、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施や空き家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進します。

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるに当たり、「自助・共助・公助<sup>※1</sup>」が連携し、地域の防災力向上に取り組みます。また、地域の消防の拠点整備や消防団員の確保等による消防体制の充実、近年増加する救急需要への対応に向けた救急救命体制の充実等を図ります。

施策	主な事業
◎防犯まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全安心メール「まめメール」</li><li>・ 防犯体制、防犯活動の推進</li><li>・ 防犯灯、防犯カメラの整備</li><li>・ 空き家の適正管理の指導</li></ul>

<sup>※1</sup> 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

施策	主な事業
◎防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅防火対策の推進</li> <li>・水質事故等における大規模断水対策の推進</li> <li>・防災情報ネットワークの活用</li> <li>・武力攻撃災害等に対する取組</li> <li>・備蓄の推進</li> <li>・排水機場の運転・管理</li> <li>・水防対策の強化</li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・避難行動要支援者支援計画の推進</li> </ul>
◎消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務の高度化</li> <li>・市民と消防団の連携</li> <li>・予防査察体制の充実</li> <li>・応急手当の普及啓発活動の推進</li> <li>・消防車両の充実強化</li> <li>・消火栓・防火水槽の整備</li> <li>・消防団拠点施設の整備</li> <li>・消防団用装備等の整備</li> <li>・消防団の活性化</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎防犯まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	100%	○

#### ◎防災まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
自主防災組織の組織率	大規模な災害が発生した場合に備えて、自治会等を単位とした自主防災組織の組織率を指標とします。	46.4%	80%	○
住宅用火災警報器の設置率	住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。	72.4%	100%	○

◎消防体制の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
救急救命士数	救急救命士の養成目標人数	28人	38人	
消防団員数	消防団員確保の目標人数	763人	860人	○
公共施設へのAEDの配備率	公共施設101か所へのAEDの配備を進めます。	71.3%	100%	
予防査察執行率	防火対象物、危険物施設の火災危険を排除するため、計画的に査察を執行し予防査察体制の充実を図ります。	20.3%	50%	

## 【基本方針2】 安全で快適な都市基盤の整備

歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生しています。市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した交通環境の整備に取り組むとともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものです。そのため、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めます。また、道路や橋梁の劣化・老朽化が進んでいることから、長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕を進め、維持管理に努めます。加えて、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実に図ります。

既存の市営住宅に関しては、長期的・計画的に維持管理を進めるとともに、バリアフリー化を進めます。また、老朽化した住宅の管理戸数を減らして民間賃貸住宅や空き家バンク制度等の活用を検討するなど、既存住宅の有効活用を進めます。

野田市には、多くの歴史的資源や豊かなみどりが存在しており、そのような資源やみどりを活かした魅力ある街並みや景観の形成によって、美しく暮らしやすい野田市のまちづくりを進めます。また、宅地開発や土地区画整理事業によって計画的に市街地整備が進められた地域がある一方で、道路や下水道等の都市基盤が不十分な状況で市街化が進んだ地域や無秩序に市街地が形成された地域もあることから、都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、地域特性や地域住民の意向等を踏まえて、他市にない個性や魅力のある市街地の形成を図ります。

施 策	主な事業
◎交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全団体への支援</li> <li>・交通安全指導の充実</li> </ul>
◎道路交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉北西連絡道路の整備促進</li> <li>・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進</li> <li>・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進</li> <li>・県道結城野田線の整備促進</li> <li>・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）及び松戸野田線の4車線化</li> <li>・県道川間停車場線の整備促進</li> <li>・県道我孫子関宿線の整備促進</li> <li>・東西に連絡する道路の整備促進</li> <li>・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進</li> <li>・都市計画道路中野台中根線の整備</li> <li>・都市計画道路堤台柳沢線の整備</li> <li>・都市計画道路清水公園駅前線の整備</li> <li>・バリアフリーの推進</li> </ul>

施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道の整備</li> </ul>
◎魅力ある景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進</li> <li>・街路樹の整備</li> <li>・公共事業による積極的な景観形成</li> <li>・景観計画の策定及び景観条例の制定</li> <li>・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）</li> </ul>
◎地域による公園等利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な公園、緑地等の整備</li> <li>・総合公園の整備</li> </ul>
◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続立体交差事業の促進</li> <li>・愛宕駅周辺地区のまちづくり</li> <li>・野田市駅西土地区画整理事業</li> <li>・梅郷駅西土地区画整理事業</li> <li>・市営住宅維持管理修繕事業</li> <li>・住宅改修支援事業</li> <li>・民間賃貸住宅居住支援事業</li> <li>・透水性舗装の推進</li> <li>・市道の維持修繕事業の推進</li> <li>・交通安全施設の整備</li> <li>・私有道路敷舗装の推進</li> <li>・歩道・自転車通行帯等の整備</li> <li>・道路台帳の電子化</li> </ul>
◎個性と魅力あふれる市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次木親野井特定土地区画整理事業</li> <li>・台町東特定土地区画整理事業</li> <li>・駐輪場の整備</li> <li>・土地区画整理確約地区のまちづくり（地区計画）</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎道路交通体系の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標と共通する指標
県道（主な事業5路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる県道5路線（我孫子関宿線、境杉戸線、つくば野田線、川藤野田線、結城野田線）の整備の進捗状況を表す指標です。	44.9%	100%	

市道（主な事業4路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる市道4路線（中野台中根線、堤台柳沢線、清水公園駅前線、船形吉春線）の整備の進捗状況を表す指標です。	55.4%	100%	
-----------------	---	-------	------	--

◎魅力ある景観の形成

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
新設・既存街路樹（高木）の本数（累計）	今後新設される街路樹は198本、既存の街路樹は6,017本ありますが、立ち枯れ等により本数が減少しますので、本数を極力減らさないよう補植し維持管理します。	6,017本	6,215本	
標柱、解説板の設置数（累計）	文化財の周知、見学者への利便性を高めるための解説板、標柱の設置数	解説板15基 標柱45基	解説板24基 標柱54基	

◎地域による公園等利活用の促進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
公園等の面積 (市民一人当たりの公園等の面積)	公園等とは、公園、緑地、緑道のことで、その面積を土地区画整理事業や民間の開発行為に伴い適切に設置させ、増加を図ります。なお、市民一人当たりの公園等の面積は、既に市の条例で定められた標準値10.0㎡/人を上回っています。	193.39ha (12.37㎡/人)	195.84ha (12.89㎡/人)	○

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
野田市駅西土地 区画整理事業の 進捗率	駅前広場や駅前線等の整備 を行い、安全で快適なまちづ くりを実現するため、土地区 画整理事業の整備完了時期 が分かる事業進捗率を指標 とします。	8.7%	100%	
愛宕駅東口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事 業の完了時期が分かる事業 進捗率を指標とします。	85.6%	100%	
愛宕駅西口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事 業の完了時期が分かる事業 進捗率を指標とします。	0%	100%	
連続立体交差事 業の進捗率	連続立体交差事業の完成に より、渋滞解消及び踏切事故 解消による安全確保、東西市 街地の一体化が図られるた め、事業完了時期が分かる事 業進捗率を指標とします。	9.6%	100%	
梅郷駅西土地 区画整理事業の進 捗率	梅郷駅西土地区画整理事業 の整備完了時期が分かる事 業進捗率を指標とします。	89.4%	100%	

### 【基本方針3】 公共交通の充実

野田市は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また市内を走る唯一の鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上が課題となっています。

そのため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備や東武野田線の複線化の促進に引き続き取り組みます。あわせて、誰もが気軽に市内を移動できる交通手段を確保するために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し・充実を図ります。また、公共交通機関の利用は環境負荷の低減につながる効果もあることから、利便性の高い公共交通の充実を図ります。

施策	主な事業
◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京直結鉄道の整備促進</li> <li>・ 鉄道建設基金の積立</li> <li>・ 東武野田線の複線化の促進</li> <li>・ 地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等</li> <li>・ バス路線の維持・整備</li> </ul>

#### 重要業績評価指標（KPI）

##### ◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
まめバス利用者数	まめバスの年間利用者数	306,765人	320,000人	○
民間バス路線数	民間バス事業者が市内を運行するバス路線数	16路線	16路線	○

## 基本目標 5 市民がふれあい協働する都市

### 数値目標

- ・ 自主防犯組織の組織率  
基準値 82.4% (平成 25 年度) → 100% (令和 12 年度)
- ・ 地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数  
基準値 101,666 人 (うち、子ども館利用者数 69,756 人) (平成 25 年度)  
→ 191,700 人 (うち、子ども館利用者数 159,800 人) (令和 12 年度)
- ・ 自治会の加入率  
基準値 73.4% (平成 25 年度) → 81% (令和 12 年度)
- ・ 市ホームページ年間アクセス数  
基準値 851,814 件 (平成 25 年度) → 1,773,000 件 (令和 12 年度)
- ・ 自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合  
基準値 27.7% (平成 25 年度) → 26% (令和 12 年度)
- ・ 人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合  
基準値 28.8% (平成 25 年度) → 31.5% (令和 12 年度)
- ・ 社会人権学習講座の参加者数  
基準値 公民館 78 人 福祉会館 139 人 (平成 25 年度)  
→ 公民館 120 人 福祉会館 150 人 (令和 12 年度)

### 【基本方針 1】 協働によるまちづくりの推進

多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働<sup>※1</sup>によるまちづくりが重要です。そのため、NPOやボランティア団体等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、地域の主体が自主的・自発的に取り組むまちづくりをより一層推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いがわれつつあります。地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支えていくとともに、災害等の不測の事態に備えて日頃からのコミュニケーションの活性化を図るなど、互いに支え合う地域づくりを推進します。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、自治会加入者が減少傾向にあるなど、地域コミュニティの衰退が懸念されています。各地区における自治会等を核とした地域コミュニティにおいては、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりを図ることが重要です。そのため、必要な情報や知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等により、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。

<sup>※1</sup>協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

施 策	主な事業
◎市民参加を促進する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加手法の検討</li> <li>・住民投票制度の運用</li> <li>・パブリック・コメント手続の運用</li> <li>・審議会等の公募委員の拡充</li> <li>・市民活動団体への支援</li> </ul>
◎協働の仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市長への手紙」及び「市政メール」の活用</li> <li>・「市長と話そう集会」の活用</li> <li>・「市長と話そう（手紙編）」の活用</li> <li>・市政懇談会の実施</li> <li>・地区社会福祉協議会活動の推進</li> </ul>
◎互いに支え合う地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯体制、防犯活動の推進</li> <li>・自主防災組織の育成</li> </ul>
◎ふれあい、交流の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体等の情報提供</li> <li>・地域における子育て支援サービスの充実</li> <li>・高齢者の交流促進</li> </ul>
◎地域コミュニティの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会活動活性化の推進</li> <li>・地区集会施設整備への支援</li> <li>・多世代交流センターの設置</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎市民参加を促進する仕組みづくり

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
審議会等の公募委員の人数	審議会等における公募委員の人数を指標に設定します。	26人	55人	

#### ◎互いに支え合う地域づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	100%	○

◎ふれあい、交流の拠点づくり

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
地域子育て支援 拠点及び子ども 館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内8つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666人 (69,756人) ※( )内は 子ども館 利用者数	191,700人 (159,800 人) ※( )内は 子ども館 利用者数	○

◎地域コミュニティの強化

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
自治会の加入率	自治会への加入を促進し、自治会と協働したまちづくりを推進するため、自治会の加入率を指標とします。	73.4%	81%	○

## 【基本方針2】 情報発信・共有の充実

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的に参画できるようになることが重要です。そのためには、市民に役立つ情報や市の施策や事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信し、市民と行政あるいは市民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図ります。

また、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ります。

施策	主な事業
◎迅速・的確な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進</li> <li>・情報提供マニュアルの見直し及び活用</li> <li>・市報、ホームページ等による情報提供の充実</li> <li>・パブリシティ活動の強化</li> <li>・誰もが利用しやすいホームページの実現</li> <li>・情報公開制度の充実</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎迅速・的確な情報提供

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
市ホームページ 年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814件	1,773,000件	○

### 【基本方針3】 人権尊重・男女共同参画社会の推進

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等の人権課題を始め、近年においてはインターネット等による人権侵害等様々な人権問題が存在しています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策	主な事業
◎人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会等の開催</li> <li>・啓発資料の作成配布</li> <li>・隣保館事業の充実</li> <li>・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進</li> <li>・企業人権教育研修の実施</li> <li>・社会人権学習講座の実施</li> </ul>
◎男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進</li> <li>・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進</li> <li>・政策・方針決定過程への女性の参画促進</li> <li>・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎人権教育の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標と共通する指標
自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合	人権尊重社会実現のために「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」に基づいて人権教育を推進し、人権侵害の減少を図ります。	27.7%	26%	○
人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合	人権教育を推進することで、お互いの人権を尊重するためには、人権に対する正しい知識を身に付けることが重要であるとの理解を深めます。	28.8%	31.5%	○
社会人権学習講座の参加者数	公民館、福社会館を会場に実施する社会人権学習講座参加者数	公民館 78人 福社会館 139人	公民館 120人 福社会館 150人	○

◎男女共同参画社会の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
審議会等における女性委員の登用率	政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため、審議会等における女性委員の登用率を高めるよう取り組みます。	45%	50%	

## 基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市

### 数値目標

- ・ 商店会が実施するイベント、販売促進事業数  
基準値 9事業（平成 25 年度）→ 18 事業（令和 12 年度）
- ・ 認定農業者数（累計）  
基準値 103 人（うち法人 7）（平成 25 年度）  
→ 200 人（うち法人 14）（令和 12 年度）
- ・ 工業関係事業所の製造品出荷額  
基準値 3,625 億円（平成 24 年工業統計調査）→ 4,713 億円（令和 12 年度）
- ・ 観光イベントの入込客数  
基準値 664,000 人（平成 25 年度）  
→ 744,000 人（令和 12 年度）
- ・ 博物館の入館者数  
基準値 郷土博物館 31,328 人 鈴木貫太郎記念館 4,811 人（平成 25 年度）  
→ 郷土博物館 34,500 人 鈴木貫太郎記念館 5,400 人（令和 12 年度）
- ・ 出前講座の受講者数  
基準値 100 人（平成 25 年度）→ 900 人（令和 12 年度）
- ・ 市ホームページ年間アクセス数  
基準値 851,814 件（平成 25 年度）→ 1,773,000 件（令和 12 年度）
- ・ 委託事業入場者数  
基準値 7,605 人（平成 25 年度）→ 10,000 人（令和 12 年度）
- ・ 児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合  
基準値 小学校 63.8% 中学校 62.1%（平成 25 年度）  
→ 小学校 80% 中学校 80%（令和 12 年度）

### 【基本方針 1】 地域産業の振興

野田市内の商業は、郊外型大型店等の集客力が高い一方で、商業者の高齢化や担い手不足が進む商店街では空き店舗の増加等、衰退傾向にあるところが多くなっています。今後、ますます高齢化が進む中で、商店街は高齢者の買物の場の確保に加えて、地域コミュニティの核としての機能もあることから、地域の身近な商店街の活性化が重要です。そのためには、空き店舗の活用や付加価値の高い品揃え等、商店街の魅力創出を図ります。

農業については、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が大きな課題となっており、耕作放棄地も増加しています。今後の持続可能な農業の推進に当たっては、農地の集約化等により農業従事者の経営基盤の強化を図り収益性を高めていくとともに、新たな農業の担い手として若手の新規就農者の育成や民間企業等の参入を促進します。また、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。さらに、みどりの食料

システム戦略等の農業政策や社会情勢の変化に対し適切に対応します。

少子高齢化や生活スタイルの変化等に伴う市民ニーズの多様化、環境や健康等に対する意識の高まりといった社会環境の変化は、起業や新たな事業創出のきっかけとなることが考えられます。野田市に存在する豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等の多くの資源との連携を促進し、起業支援や新たな事業の創出につなげます。

工業については、長い歴史と伝統を持つ醤油醸造業を始め、金属・機械・物流を中心とした6つの工業団地が立地しており、野田市の活力を支えてきました。しかし、国際化や経済のグローバル化<sup>※1</sup>が進み、産業構造が大きく変化している中で、更なる発展に向けて、異業種交流、産学官連携による技術革新、グローバル化への対応等を促進させる取組を進めます。

施 策	主な事業
◎商業の魅力向上による 商店街等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地商業等活性化関連事業</li> <li>・ 買物弱者対策</li> <li>・ 商店街共同施設設置事業</li> <li>・ 共同駐車場確保事業</li> <li>・ 商店会販売促進事業</li> <li>・ 各種融資制度による事業経営の支援</li> <li>・ 経営普及改善事業への支援</li> <li>・ 異業種交流の推進</li> <li>・ 起業家支援事業</li> <li>・ 商品開発支援事業</li> </ul>
◎農業の活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業</li> <li>・ 利子補給事業</li> <li>・ アグリサポート（援農制度）の推進</li> <li>・ 担い手農家への支援</li> <li>・ 生産調整推進事業</li> <li>・ 青果物価格安定事業</li> <li>・ 飼料用米を活用した耕畜連携事業</li> <li>・ 農業経営高度化の推進</li> <li>・ 水田自給力向上対策事業</li> <li>・ 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進</li> <li>・ 水質保全対策の推進</li> </ul>
◎新たな事業創出や起業 を通じたまちの活性化 と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業振興・活性化方策の検討</li> <li>・ 産学官交流の推進</li> <li>・ 地域職業訓練協会への支援</li> <li>・ 雇用促進奨励金の交付</li> <li>・ 起業家支援事業</li> <li>・ 農業経営高度化の推進</li> </ul>

※1 グローバル化…世界的規模に拡大すること。

施策	主な事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業による工業団地整備事業</li> <li>・都市計画マスタープランの見直し</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
商店会が実施するイベント、販売促進事業数	各商店会や商業団体が実施するイベントや販売促進事業数を把握することで、活性化と集客に向けた各商店会や商業団体の取組状況を指標とします。	9事業	18事業	○

#### ◎農業の活性化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
認定農業者数 (累計)	<p>農業の活性化の推進においては、担い手の育成、確保が不可欠であり、安定的、効率的な経営体として、経営改善計画を掲げる認定農業者や農業生産法人、農事組合法人といった農業法人を育成、確保する必要があるため、認定農業者数を指標とします。</p> <p>認定農業者は、経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者（法人を含む。）です。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的で、認定を受けると金融措置や税制措置等の支援が受けられます。</p>	103人 (うち法人7)	200人 (うち法人14)	○

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
工業関係事業所の製造品出荷額	市内工業関係の事業所の製造品出荷額を把握し、工業振興、活性化施策の指標とします。	3,625億円 (平成24年工業統計調査より)	4,713億円	○

## 【基本方針2】 観光・イベントの振興

野田市には、多くの歴史、文化資源が存在しており、コウノトリをシンボルとした自然環境や生物多様性の保全、再生、利活用に向けた取組を進めています。このような多様な地域資源を活用し、それらを効果的に結び付けて観光資源の魅力を高め、情報を発信することで野田市独自の観光振興につなげるとともに、交流人口を拡大することが求められています。

そのため、市民、市民団体、企業等と連携した観光資源の開発や掘り起こし、まつり、イベント等の開催を通じて、にぎわいの創出に取り組むとともに、ホームページ、マスメディア等を活用し、広く効果的に野田市の魅力を情報発信します。

施 策	主な事業
◎まつりやイベントの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベント・まつりの振興</li> <li>・観光PRの推進</li> <li>・観光資源の洗い出し</li> <li>・観光集客事業の促進</li> <li>・コウノトリの舞う里づくり</li> <li>・サイクリングロードの整備</li> <li>・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進</li> </ul>
◎地域資源を活用した交流人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴木貫太郎記念館を始めとする地域資源を活用した観光との融合</li> <li>・道の駅整備事業</li> <li>・野田市の魅力発信事業</li> <li>・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進</li> <li>・コウノトリの舞う里づくり</li> <li>・地域資源を効果的に結び付けた回遊観光ルートづくりの検討</li> <li>・総合公園周辺における地域資源の連携の検討</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進</li> <li>・サイクリングロードの整備</li> <li>・江戸川舟運の推進</li> </ul>

## 重要業績評価指標（KPI）

### ◎まつりやイベントの活用

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)	数値目標 と共通 する指標
観光イベントの入込客数	観光イベント（さくらまつり、つつじまつり、関宿城まつり、野田みこしパレード、野田夏まつり躍り七夕、関宿まつり、産業祭）の観光客数を把握し、観光イベントに対する関心度と観光PRの指標とします。	664,000 人	744,000 人 (令和 5 年度から令和 12 年度までの最大入込客数)	○

### ◎地域資源を活用した交流人口の拡大

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)	数値目標 と共通 する指標
博物館の入館者数	郷土博物館、鈴木貫太郎記念館の入館者数	郷土博物館 31,328 人 鈴木貫太郎 記念館 4,811 人	郷土博物館 34,500 人 鈴木貫太郎 記念館 5,400 人	○

### 【基本方針3】 定住の促進

持続可能なまちづくりを進めるためには、定住促進を図り、定住人口を増加させることが必要です。

そのため、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、教育や福祉の充実による子育て世代の増加や、雇用創出等による若者層の定住促進を図ります。

また、生涯学習のための人材の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力を高めます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、中心市街地や駅前等の整備、住宅地整備等にも取り組んでいます。今後も、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりに取り組めます。

施 策	主な事業
◎生活環境の充実と情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活情報の提供強化</li> <li>・消費生活に係る相談機能の充実</li> <li>・一般社団法人野田市中心小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援</li> <li>・子育て支援の充実</li> <li>・多様な保育サービスの充実</li> <li>・学童保育サービスの充実</li> <li>・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進</li> <li>・市報、ホームページ等による情報提供の充実</li> <li>・パブリシティ活動の強化</li> <li>・誰もが利用しやすいホームページの実現</li> <li>・野田市の魅力発信事業</li> <li>・自治体DX<sup>*1</sup>を活用した住民サービスの充実</li> </ul>
◎文化・教育水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康スポーツ文化都市宣言及びその推進</li> <li>・市民の学習活動への環境整備</li> <li>・公民館サービスの充実</li> <li>・博物館機能の充実</li> <li>・図書館資料・情報提供機能の充実</li> <li>・文化会館委託文化事業の充実</li> <li>・少人数指導の推進</li> <li>・大学等との連携による理数科教育の充実</li> <li>・英語教育の充実</li> <li>・キャリア教育の充実</li> <li>・土曜授業</li> </ul>

<sup>\*1</sup>自治体DX…自治体が行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと。

施 策	主な事業
◎魅力ある計画的なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続立体交差事業の促進</li> <li>・愛宕駅周辺地区のまちづくり</li> <li>・野田市駅西土地区画整理事業</li> <li>・梅郷駅西土地区画整理事業</li> <li>・次木親野井特定土地区画整理事業</li> <li>・台町東特定土地区画整理事業</li> <li>・都市計画マスタープランの見直し</li> <li>・市街地における住居の表示の整備</li> <li>・市街化調整区域の都市的土地利用</li> <li>・東京直結鉄道の整備促進</li> <li>・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定</li> </ul>

### 重要業績評価指標（KPI）

#### ◎生活環境の充実と情報発信の強化

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
出前講座の受講者数	出前講座を通じて、消費者・消費団体への消費生活知識の普及を目指すため、受講人数を指標とします。	100人	900人	○
市ホームページ年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814件	1,773,000件	○

◎文化・教育水準の向上

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
委託事業入場者数	文化会館大ホール、生涯学習センター小ホールを利用して開催する自主文化事業の入場者数	7,605人	10,000人	○
児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 80% 中学校 80%	○

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)	数値目標 と共通 する指標
連続立体交差事業の進捗率	連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	9.6%	100%	
愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	85.6%	100%	
愛宕駅西口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	0%	100%	
野田市駅西土地地区画整理事業の進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	8.7%	100%	
梅郷駅西土地地区画整理事業の進捗率	梅郷駅西土地地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	89.4%	100%	

<p>字の入り組み及び飛地の解消か所数（累計）</p>	<p>住居の表示の整備方針（平成19年2月1日策定）に基づき、これまでに14か所を実施しており、さらに、平成23年度に飛地の解消の候補地として選定した25か所のうち未実施の23か所を対象に、地元住民の意向を調査しながら当該箇所を整備します。</p>	<p>8か所</p>	<p>37か所</p>	
-----------------------------	--	------------	-------------	--

### **3 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たって**

実効性のある総合戦略とするため、P D C Aサイクルを通じて、「野田市まち・ひと・しごと創生専門委員」の意見を伺いながら、設定した数値目標や重要業績評価指標（K P I）について客観的効果の検証を実施する。

## 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

---

発 行 野田市

発行日 令和5年3月〔改訂〕

編 集 企画財政部企画調整課

○野田市まち・ひと・しごと創生専門委員設置規則

平成27年9月30日

野田市規則第44号

(設置)

第1条 本市の区域におけるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）に関する施策を適切に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、野田市まち・ひと・しごと創生専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員は、市長の求めに応じ、次の事項について調査し、市長に提言を行うものとする。

- (1) 野田市人口ビジョン（人口の現状を分析し、目指すべき将来の方向及び人口の将来展望を提示するものをいう。）の策定に関する事項
- (2) 法第10条第1項の規定による野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び改訂に関する事項
- (3) 野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の効果の検証に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する事項

(委嘱)

第3条 専門委員は、まち・ひと・しごと創生に関する学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、5年以内とする。

2 専門委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、専門委員による会議を招集することができる。

2 会議の議長は、市長が指名する。

(庶務)

第6条 専門委員の庶務は、企画財政部企画調整課において行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。